

よつて民事訴訟法第三百八十六条第九十六条第八十九条第七百五十六条の二を適用して主文のとおり判決する。(昭和二十八年十一月一日名古屋高等裁判所第一部)

○固定資産税賦課取消請求事件

(昭和二十八年(オ)第六一六号 棄却)
(同三〇年三月二十三日大法廷判決)

【上诉人】 控訴人 原告 岩井 尊文

【被上诉人】 被控訴人 被告 大阪市北区長

【第一審】 大阪地方裁判所 【第二審】 大阪高等裁判所

○判示事項

- 一、土地に対する固定資産税の納税義務者
- 二、地方税法第三四三条第三五九条の合憲性

○判決要旨

一、土地台帳若しくは土地補充課税台帳に一月一日に所有者として登録されている者は納期において所有権を有しないとときでもその年の四月一日に始まる年度の固定資産税の納税義務を負う。

二、地方税法第三四三条および第三五九条は憲法第一一条、第一二条、第一四、第二九条、第三〇条、第六五条に違反しない。

【参照】 憲法第一一條 國民は、すべての基本的人權の享有を妨げられない。この憲法が國民に保障する基本的人權は、侵すことのできない永久の權利として、現在及び將來の國民に與へられる。

同法第一二條 この憲法が國民に保障する自由及び權利は、國民の不斷の努力によつて、これを保持しなければならぬ。又、國民は、これを濫用してはならないのであつて、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負ふ。

同法第一四條 すべて國民は、法の下に平等であつて、人種、信條、性別、社會的身分又は門地により、政治的、經濟的又は社會的關係において、差別されない。

華族その他の貴族の制度は、これを認めない。

祭饗、勳章その他の祭典の授與は、いかなる特權も伴はない。祭典の授與は、現にこれを有し、又は將來これを受ける者の一代に限り、その效力を有する。

同法第二九條 財産權は、これを侵してはならない。

財産權の内容は、公共の福祉に適合するやうに、法律でこれを定める。

私有財産は、正當な補償の下に、これを公共のために用ひることができる。

同法第三〇條 國民は、法律の定めるところにより、納税の義務を負ふ。

同法第六五條 行政權は、内閣に屬する。

同法第八四條 あらたに租税を課し、又は現行の租税を變更するには、法律又は法律の定める條件によることを必要とする。

地方税法第三四三條 固定資産税は、固定資産の所有者(賃權又は百年より永い存続期間の定のある地上權の目的で土地に対する固定資産税の納税義務者 地方税法第三四三條第三五九條の合憲性) 三三七 (107)

ある土地については、その質権者又は地上権者とする。以下固定資産税について同様とする。)に課する。

前項の所有者とは、土地又は家屋については、土地台帳若しくは土地補充課税台帳又は家屋台帳若しくは家屋補充課税台帳に所有者として登録されている者をいう。この場合において、所有者として登録されている個人が賦課期日前に死亡しているとき、若しくは所有者として登録されている法人が同日前に消滅しているとき、又は所有者として登録されている第三百四十八條第一項の者が同日前に所有者でなくなつてるときは、同日において当該土地又は家屋を現に所有している者をいうものとする。

第一項の所有者とは、償却資産については、償却資産課税台帳に所有者として登録されている者をいう。市町村は、固定資産の所有者の所在が震災、風水害、火災その他の事由によつて不明である場合においては、その使用者を所有者とみなして、これを固定資産課税台帳に登録し、その者に固定資産税を課することができる。

農地法第九条の規定によつて国が買収した農地(農地法施行法(昭和二十七年法律第二百三十号)第五条第一項の規定によつて農地法第九条の規定により国が買収したものともなされる農地を含む。)又は旧相続税法(昭和二十二年法律第八十七号)第五十二条、相続税法(昭和二十五年法律第七十三号)第四十一条、所得税法の一部を改正する法律(昭和二十六年法律第六十三号)による改正前の所得税法第五十七条の四、戦時補償特別措置法(昭和二十一年法律第三十八号)第二十三条若しくは財産税法(昭和二十一年法律第五十二号)第五十六条の規定によつて国が収納した農地については、買収し、又は収納した日から国が当該農地を他人に売り渡し、その所有権が売渡の相手方に移転する日までの間は、その使用者をもつて、その日後当該売渡の相手方が土地台帳に所有者として登録される日までの間はその売渡の相手方をもつて、それぞれ第一項の所有者とみなす。

土地区画整理法による土地区画整理事業又は土地改良法による土地改良事業の施行に係る土地については、法令又は規約等の定めるところによつて仮換地、一時利用地その他の仮に使用し、又は収益することができる土地(以下

本項及び第三百八十一条第八項において「仮換地等」と総称する。)の指定があつた場合においては、当該仮換地等について使用し、又は収益することができることとなつた日から換地処分公告がある日又は換地計画の認可の公告がある日までの間は、当該仮換地等に対応する従前の土地について土地台帳又は土地補充課税台帳に所有者として登録されている者をもつて当該仮換地等に係る第一項の所有者とみなし、換地処分の公告があつた日又は換地計画の認可の公告があつた日から換地を取得した者が土地台帳に当該換地に係る所有者として登録される日までの間は、当該換地を取得した者をもつて当該換地に係る第一項の所有者とみなすことができる。

同法第三五九條 固定資産税の賦課期日は、当該年度の初日の属する年の一月一日とする。

○ 主 文

本件上告を棄却する。

上告費用は上告人の負担とする。

○ 理 由

上告人の上告理由について

論旨は土地の固定資産税の納税義務者は、同税の納期において真実の土地所有権者と解すべきであるにもかかわらず、地方税法の關係条規を右と異つて原判決のように解するとすれば、原判決は憲法一条、二条、一四條、二九條、三〇條、六五條に違反すると主張するのである。よつて地方税法の關係条規を見ると、土地の固定資産税は土地の所有者に課せられるけれども、土地所有者とはその年度の初日の属する年の一月一日現在において、土地台帳若しくは土地補充課税台帳に所有者として登録されている者をいい(地方税法三四三条、三五九條)従つてその年の一月一日に所有者として登録されていれば、それだけで固定資産税の納税義務者と

土地に対する固定資産税の納税義務者 地方税法三四三条三五九條

三三九 (一一)

して法律上確定されるから、四月一日に始まるその年度における納期において土地所有権を有する者であると否にかかわらず、同年度内は納税義務者にかわりがないこととなつてゐる。かように地方税法は固定資産税の納税義務者を決定するのに課税の便宜のため形式的な標準を採用していることがうかがわれるのである。

おもうに民主政治の下では国民は国会におけるその代表者を通して、自ら国費を負担することが根本原則であつて、国民はその総意を反映する租税立法に基いて自主的に納税の義務を負うものとされ(憲法三〇条参照)その反面においてあらたに租税を課し又は現行の租税を変更するには法律又は法律の定める条件によることが必要とされているのである(憲法八四条)。されば日本国憲法の下では、租税を創設し、改廃するのとはより、納税義務者、課税標準、徴税の手続はすべて前示のとおり法律に基いて定められなければならないと同時に法律に基いて定めるところに委せられてゐると解すべきである。それ故地方税法が地租を廢して土地の固定資産税を設け、そして所有権の変動が頻繁でない土地の性格を考慮し、主として徴税の便宜に着眼してその賦課期日を定めることとしても、その当否は立法の過程において審議決定されることに一任されているものと解すべく、従つて一月一日現在において土地所有者として登録されている者を納税義務者と確定し、その年度における納期において所有権を有する者であるか否かを問わないこととした地方税法三四三条、三五九条の規定は前記憲法の諸条規に適合して定められていること明であつて、所論は結局独自の立法論にすぎない。もつとも原判決が本件固定資産税の賦課方法を公共の福祉による制約として説示したのは妥当を欠くきらいがないではないが、所論関係条規が憲法に違反してゐないとしたその判示は結局正当であつて所論の違法はないから論旨は採用できなむ。

【要旨第二】

よつて、民訴四〇一条、九五条、八九条に従い、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり判決する。

(裁判長裁判官 田中耕太郎 裁判官 井上登 裁判官 栗山茂 裁判官 真野毅 裁判官 小谷勝重 裁判官 島 保 裁判官 斎藤修輔 裁判官 藤田八郎 裁判官 岩松三郎 裁判官 河村又介 裁判官 谷村唯一郎 裁判官 小林俊三 裁判官 本村善太郎 裁判官 入江俊郎 裁判官 池田克)

上告人の上告理由

原審判決ハ憲法第十一条、第十二条、第十四条、第二十九条、第三十条、第六五条、地方自治法第二条ノ二十一項、地方税法三四三条、三百五十九条、三百六十九条ノ精神意義ヲ誤解シ之カ適用ヲ誤リタル違反アルモノナリ。左ニ詳細其理由ヲ開陳ス可シ。

一、夫レ固定資産税法ハ本来シャウブ勸告ニヨリ昭和二十五年地方税法ニヨリ市町村税トシテ実施セルモノナルガ爾來數回部分的改廢ニヨリ今日ニ及ベリ。其課税ノ対象ハ土地、家屋、及重要ナル動産中償却資産ナリ。其土地ニ関スル限り我國ニ於テハ從來ハ地租ナル名称ノ下ニ長年月ノ沿革ヲ經テ久シク国税中核要ノ税目ナリキ。即チ昭和十五年頃ヨリ地方分与税中ノ還付税トナリ昭和二十二年ニ府県税トシテ地方税トナレリ。而シテ前記ノ通り土地家屋等トヲ合シテ固定資産ナルモノヲ法定シ之ヲ対象トシテ一括一税目トナレリ。サレバ其土地ニ関スル限り全然地租トシテ之ヲ解シテ可ナルモノナリ。依ツテ本税法ノ解釈適用ニ当テハ地租ニ関スル旧慣ヲモ考慮シ民ヲシテ其義務ニ親シマシム可キナリ。之レ即チ徴税ナル重圧感ヲ緩和シ税收入ヲ確保シ徴税ヲ簡便ナラシムル心理的条件ナリ。

二、依ツテ地租法ニヨリテ見ルニ、地租トハ土地ノ純收入ヲ還元シ法定ノ地価ヲ定メ所有者毎ニ別ニ土地台帳
土地に対する固定資産税の納税義務者 地方税法第三四三条第三五九条
の合憲性 三四一 (二三)

ヲ造リ之ニ登録シ以テ課税標準ヲ定メ比例税率ヲ適用シ台帳ニ所有者トシテ登録セルモノヲ納税義務者トシテ課セラル物上税ナリ。其賦課ノ方法ハ年ヲ二期ニ分チ第一期ハ毎年一月一日ヨリ同月三十一日迄一ヶ月間、第二期ハ翌年三月一日ヨリ同三月三十一日迄一ヶ月ヲ納期トナシ其期日内ニ於テ土地台帳ニ登録セル土地ノ所有者ニ課ス。從テ偶然ハ真実ノ所有者ニアラサルモノモ右両月間ニ於テ台帳ニ登録アル以上ハ該税ヲ納付スルモノナレドモ此不都合ハ単ニ二ヶ月ノ短期日ニ止マルノミナラズ納税期日ヲ年二回ニ分割シアアルヲ以テ第一期ノ誤ハ第二期ニ於テ訂正セラレアルヲ以テ其不都合ハ訂正セラル便宜アルナリ。然ルニ新法(固定資産税法)ニヨレバ毎年一月一日ニ誤アレバ其年中一ヶ月ノ久シキニ涉リ之カ誤ヲ是正スルノ道ナシ(原審判決ニヨレバ)其不都合、不公平、不合理タルヤ前者ノ比ニアラサルナリ。本来本税ハ土地ニ關スル限り、上述ノ如ク地租ト異ナル処ナキ以上ハ宜シク旧法ニ於ケル比較的利便、公正ヲ顧慮シ其解釈ヲ合理化シ法ノ欠缺ヲ解釈ニヨリテ資正緩和シ、納税ニ付キ国民ニ必要の害悪感ヲ除去スルニ努力スルヲ以テ公僕タル公務員殊ニ裁判官ノ努力可キ神聖ノ義務ナリト信ズ。余ハ原審判決ハ此等ノ点ニ付キ親切ナル考慮ヲ払ヒ居ラサルニアラサルヤラ恐ルルモノナリ。

原審判決ハ『固定資産税ハ年税トシテ土地ノ所有者カ其年ノ初日ニ於テ所有者タリシカ故ニ納税台帳ニ登録セラレタル以上ハ爾後其所有者ニ變動アルモ後ノ所有者ハ其年税ニ對シテ支払ノ義務ナク、初日一日丈ケデモ所有者トシテ台帳ニ登録アル以上ハ其年税金額ヲ負担セシムル事ガ公ノ福祉ニ適スト云々』之レ独断ニシテ暴論ナリ。抑モ公共ノ福祉ナル言葉ハ從來我國ニ於テハ通用語ニアラズ。サレバ大衆ニシテ其意義ヲ知ルモノナカラン。今次ノ憲法ノ改正ノ際米語「パブリック、ウエルフェア、」ノ和訳字トシテ採択セラレタルナル可シ。

其字義タルヤ福ハ「幸」ナリ又祉モ同シク「幸」ヲ意味ス(簡野氏字源一三七二参照、云ハク福さはいは祉ハ福ナレドモ福ト連用ス)。右憲法米原文「パブリックウエルフェア」ノ訳字トシテ我常用語ナル「幸福」ナル語ヲ用ユルヲ可ナリ。何レニスルモ公ノ福祉(幸福)ヲ以テ基本的人權ノ制約ト財産權不可侵ノ權利即チ所有權ノ行使ヲ限定スルニハ福祉ノ意義甚タ曖昧ナリ。サレバ宜シク法律用語トシテ其意義ヲ明確ニシテ其範圍及性質ヲ敲定スルヲ要ス。抑モ前述ノ如ク福祉ハ幸福ノ義ナリ。公共ノ福祉トハ公共ノ幸福ナリ。此ノ幸福ヲ達成繼續現存セシムルニハ即チ二途アル可シ。其一ハ積極的ニシテ吾人ハ國家國民ノ為メニ公利公益ヲ計リ或ハ金錢ニヨリ或ハ勞力ニヨリ其達成存続ノ為メ寄進シ活動スルニアリ。其二ハ消極的ニシテ現存スル幸福手段ヲ減殺セズ其存続ヲ妨害セサル事ナリ、然而之ヲ法律的理念ヨリ見レバ吾人ハ公共ノ幸福ノ為メニ法律又ハ契約ニヨラズシテ或ル貢獻ヲナシ之レカ増進ノ為メニ加担スルノ義務ナシ。サレバ其語ノ法律上ノ意義ハ宜敷現行法又ハ慣習ヲ研訂シテ其意義ヲ推考發明セザル可カラズ、吾人ハ現在吾人ヲ制約スルニ足ル公共ノ福祉トハ民法ニ於テ不法行為又ハ犯罪ヲ禁スル事、公序良俗ニ反スル行為ノ法律的效果ヲ否定スル事及公用徵收法規ニヨリ公共事業達成ノ為メニ土地ヲ或ル補償ヲ条件トシテ強制的ニ徵用スル等ニ限定セラル。民法第一条ハ私權ノ行使ハ公共ノ福祉ニ遵フ旨ヲ規定スルモ結局同条第三項ニ云フ權利ノ濫用ヲ禁スル以外ニ積極的意義ナシ。民法第九十条ハ公序良俗ニ反スル目的ヲ有スル法律行為ノ効力ヲ否定スルモ又消極的ニシテ吾人ニ積極的ニ或ル行為ヲナス可ク命令スル事ナシ。カカル規定ハ吾人ニ所有權財産權ノ行使ノ場合、法律又ハ第三者ノ權利利益ヲ害セザル以上自由ニ行使スル者ヲ禁ズルモノニアラズ。又進ンテ意欲ニ反シ第三者ノ利益ノ為メニ所有權ノ行使ヲ強制セラルル事ナシ。サレバ本件ニ付テモ土地ノ所有者ニアラサルニ不係真ノ所有者ノ為メニ税

土地に対する固定資産税の納税義務者 地方税法第三四三条第三五九条

金ヲ支払フ可キ義務アリ得ベカラズ。法ハ明ニカカル義務ヲ明言セズ。勿論其結果國家ノ為メ公共ノ為メ他人ノ為メニ税金ヲ支払フモノアレバ或ハ利便ナル可シ。然レドモ大局ヨリ見レバ法ノ基本的觀念トシテ重ンセラ
ル可キ「衡平」ヲ害フ結果トナルヲ以テ法的秩序ノ大混乱ヲ來シ公ノ福祉ハ反テ危害ヲ受ケルニ至ラン。蓋シ
公共ノ福祉ハ新憲法ニ於テ用イタル新語ナレドモ元來ラテン語「ボヌスコムヌス」英訳「パブリックウェル
フェア」ノ再訳ナリ。ギリシヤ哲學者ノ、トマスアクイナス氏ノ全体主義的意義アルモノナリ(有機的団体
主義ナル思想ニ元ツク)。故ニ此ノ言葉ヲ極限スレバ民主主義ト全体主義トノ區別ノ混乱ヲ招來スルノ危険ア
リ。故ニ現時米國ニテハ此語ヲ用イズシテ、パブリックホリシーナル語ヲ常用トス。即チ國策ヲ意味スルコト
ニナレリ。シカシテ國策ノ如キハ生キ物ニシテ時勢ノ變遷ト共ニ變動ス從テ其意義頗ル漠然タリ。故ニ各國
(我國ヲ除ク)共ニ此種語彙ヲ法律語トシテ法典及制定ニ採択スルモノナシ。吾人ハ我國ニ於テ此異例ナル公
共ノ福祉ナル文字ヲ憲法、民法等ニ採択シタル為メ行政官司法官等ノ執法家ニヨリ往々濫用セラレ基本的人
權、財産權、營業權、所有權ガ著シキ迫害ヲ受ケサラン事ヲ望ムモノナリ。本件ニ於テ原審判決ハ其惡キ一例
カラザレバ幸ナリトス。

三、原審判決ガ公共ノ福祉トナス処ノモノハ即チ「固定資産税ハ年税ナリ。當該年度ノ初日ノ属スル年ノ一月
一日ヲ賦課期日ト定メ同期日ニ於テ、同税法第三四三条ノ第二項ニ規定スルヨウニ土地台帳若クハ土地補充台
帳ニ所有者トシテ登記セラレテイル者ヲ其納稅義務者ト確定シ爾後右ノ所有者ニ變動カアツテモ當該年度ノ納
稅義務者ニ變更ヲ生シメナイ趣旨デアルト解スルノカ相当デアリ、カク解スルニ於テハ所有者テナイモノニ課
税セラレ或ハ所有者テナリナカラ課税ヲ免レルト云フ不公平ハ避ケ難イコロデアアルガ、サレバトテ所有者ノ

變動ニ供七月割ヲ以テ納稅者ヲ定メルコトハ、徵稅技術上煩瑣カツ不便デアリ、自然徵稅費用ノ増大ニ至テ
アルカラ寧ロ或ル程度公平ヲ犠牲ニシテモ徵稅ノ簡便ヲ計リ稅收入ノ確保ト徵稅費用ノ節減ヲ期スルコトガ多
衆ヲ対象トスル課稅制度トシテハ結局公共ノ福祉ニ適合スル所デアリ憲法上ノ基本的人權、財産不可侵權ノ原
則モ又公共ノ福祉ノ為メアル程度制約ヲ免レナイ云々』ト説明シタリ。畢竟右説明ハ行政上ノ便宜ト、行政費
用ノ節約ノ為メニハ國民ノ憲法上ノ基本的人權及其他ノ權利モ所謂公共ノ福祉ノ名ノ下ニ無視シテ可ナリトノ
意ニ歸ス。果シテ然ラバ憲法ハ行政法規(法律、政令等地方条例等)ニヨリテ制限セラレ、骨抜キトナリ基本
的人權ノ保障モ其目的達成スル能ハサルノ結果、行政庁ノ專制政治トナルニ至ル可シ。若シ夫レ原判決ノ所論
ヲ論理的ニ擴張推考スレバ行政庁カ誤リテ、本來土地ノ所有者ニアラサル者ヲ所有者トシテ所定期日(一月一
日)ニ土地台帳ニ登記シタル場合又所有者ニアラサルモノヲ同名異人ナルノ理由ニヨリテ所有者ト誤認シ右期
日ニ台帳ニ登記シタルナラバ、苟クモ台帳ニ登録シアル以上ハカカル場合ニモ本稅ヲ賦課セザルヲ得サル可
シ。然レドモ其不可ナルコト誠ニ明ナル可シ。サレバ此ノ如キ場合ニ於テハ行政官庁宜シク其所有權ノ所在ニ
於テ正當ナル納稅義務者ヲ檢別セザルヲ得サル可シ。之レ本條ガ絶対規定ニアラサルノ証拠ナリ。如此條理ヲ
觀過シ被告ノ主張ヲ擁護スルハ上告人ノ満足スル能ハサル処ナリ。國家ハ憲法ニ依リテ行動シ吾人ノ基本的人
權ノ保持ニ万全ヲ尽クス可ク、之カ為メニ必要ナラバ行政手續煩瑣經費ノ増加ノ如キハ憂フルニ足ラザルモノ
ナリ。原判決ノ説明主客顛倒ノ論ナリトス。

四、次キニ上告人カ第一審以來陳述セル如ク固定資産税ノ納稅義務者ハ本稅ノ対象タル土地所有者ナリ所有者
ニアラズンバ絶対ニ之ヲ負担スル義務ナシ。本法三四三条ニハ本稅ハ所謂地租ト同シク物上税ニシテ土地ノ所

土地に対する固定資産税の納稅義務者 地方税法第三四三条第三五九条
の合憲性

有者ニ賦課スル事ヲ規定シ其例外ヲ認めズ假令土地台帳ニ記入ナシトスルモ同様ナリ。徵稅者タル市町村ハ本稅賦課ノ準備トシテ予メ其所轄内ノ土地ヲ檢地其所有者ヲ調査決定シ次キニ其價格ヲ定メ之レニ法定ノ稅率ヲ剩シ稅額ヲ決定スル之ガ納付ヲ命ズ。シカモ之ヲ決定スルニハ手続上年度内一定ノ時日ヲ定ム其規制ノ時ハ一度ニテモ二度ニテモ三度ニテ可ナリ。地租ハ年稅ナルモ二回、(一月、三月、(翌年))本法ハ毎年一月一日ヲ規準ニ之ヲ調査決定ス。サレバ此等ノ便宜上ノ行政事項カ本權利及義務ノ本質ヲ決定シ其外廓ヲ決定シ得ル論理ナシ。故ニ三百五十九條以下ノ規定ニヨリテ同法三百四十三條ノ規定ヲ制限シ變更スル能ハサルハ誠ニ明ナリ。即チ三百五十九條ノ規定ハ三四三條ノ納稅義務ヲ一層具体化シ以テ稅額義務者ノ指名、納期ヲ表現シ徵稅ノ道ヲ開クニアルノミ。サレバトテ物上稅ノ性質上義務者ノ變更アルモ納期及稅額ニ變動アル可キ筈ナシ。故ニ一旦一月一日ニ定メタル所有者ニ變動アルモ次ノ所有者ニ其已定ノ稅額所定ノ納期ニ徵收スレバ足ル。カカル手続ハ單ニ本土地ノ台帳ニ其所有者ノ訂正ヲナスノミニヨツテ手続ハ完了ス。只稅額ニ付テハ其新旧兩義務者ノ權利得喪ノ期日ヲ以テ案分スレバ足ルモノナリ。之レカ為メニ行政ノ煩瑣費用ノ増大ノ如キ事原判決ノ憂フル如ク該當セサルナリ。況ヤ土地家屋ノ如キハ所有者ノ變更ハ頗ル緩慢ニシテ手続モ從テ左程繁キヲ加フルニ至ラサル可シ。

五、原判決ハ上告人ノ請求ノ趣旨ヲ誤解申立ノ事實ニ付キ判決ヲナサズトスル違法アリ。蓋シ上告人ハ一審以來請求ノ趣旨トシテ左記処分「番号第三七五号 期 昭和二十六年第四期 納稅人住所氏名 奈良市春日野町四番地岩井尊文 稅種目 市稅 固定資産稅 稅額 二千二百二十円也 納期限 昭和二十六年十二月二十七日限 固定資産稅決定期細 区分 土地 課稅標準額 稅率 上100 仮決定 三七八・六〇〇円 年額六、〇五〇円

本決定 四一六・四七〇円 年額六、六六〇円 六二〇円増 昭和二十六年度仮決定第四期分一、五一〇円 差引納稅額計二、一一〇円 日附 昭和二十六年十二月十日 大阪市長 ㊦ 右徵稅令書ハ上告人ニ於テ二十六年十二月十三日之ヲ受理シタリ。依リテ本訴ニ於テ其取消ヲ求ムルモノナリ。即チ此ノ徵稅令ヲ上告人ノ受理シタル當時ハ夙ニ本件土地ノ所有者ニアラス。所有者ニアラサルモノニ送達セル此ノ令書ハ送達ノ誤ナリ依リテ此ノ処分ノ取消ヲ求メタルナリ。シカルニ原審ハ該年度ノ最初ノ令書ニ付テノミ判決シタニ過キズ。(乙四号証ノ一参照) 若シ然ラズシテ原審ハ右最初ノ令書ノ六月一日附ノ仮決定ト十二月十日附ノ本決定ト同一視シ二個ノ行政処分ヲ一個ノ処分トシテ之ヲ認メ當年一月一日ニ於テ上告人カ所有者ナリシヲ以テ其後二月中ニ所有權者ニアラサルコトヲ認メナカラ尙納稅義務者トシテ本決定ヲ發令シタリトセバ所謂權利ノ目的物ニ關スル事情ノ變更ハ請求ノ主旨ニ變更ヲ生ス可シトノ原則ヲ無視シ其請求ノ原状ニ變更ナキモノトシテ之レヲ是認シタルハ法理上訴訟請求ノ場合ト同シク行政処分ハ無効ナリ。例ヘバ特定物ノ引渡請求權カ最初ヨリ(又ハ爾後)其所有權ヲ失ヒタルモノ又ハ消滅セル事ヲ悉知シナカラ尙其權利ノ存在セルモノトシテ之ヲ請求シ(又ハ請求ヲ持續スルカ如キハ)不能ヲ強ユルモノナレバカカル請求ハ無効ナルカ如シ。

六、原審判決ハ本件徵稅ノ目的物ノ所有者ノ變更スル毎ニ其都度課稅処分ヲ訂正更新スルハ徵稅收入ヲ不確定ニアラナラシムルト論スルモ不然現実ニ物上稅タル本稅ハ其所有者ノ變更ニヨリテ稅額ニ變更ナシ從テ不確定ニアラズ。況ヤ稅收入ノ確保ハ納稅者ノ納稅能力即チ財産ノ多寡ニヨリテ定マル。讓渡人ヨリ讓受人ノ能力ニ於テ優位ニアアルハ自明ニシテ反テ後者ヲ以テ納稅義務者トスルヲ以テ反テ收入ヲ確保ニスル可能性ヲ増大スルニアラズヤ此点ニ關スル原審ノ説明ハ不可解ト云ハサル可カラズ。

土地に対する固定資産稅の納稅義務者 地方稅法第三四三條第三五九條
の合憲性

以上ノ所論ノ如ク本条ノ解釈ハ即チ民主国タル我国憲法ノ解釈トシテ公ノ福祉ニ適合スル為メニ上告人ハ敢テ上告シタル次第ナリ。

○参 照

第一審判決の主文及び事実

主 文

原告の請求はこれを棄却する。
訴訟費用は原告の負担とする。

事 実

第一 原告の請求の趣旨及びその主張
一、請求の趣旨

(一) 左記固定資産税の賦課処分はこれを取消す。

徴税令書第三七五号

納税者 奈良市春日野町四、岩井専文

昭和二十六年第四期、市税固定資産税

税額二千二百二十円

納期限 昭和二十六年十二月二十七日限り

固定資産税決定の所細

課税標準額

土地、仮決定 三十七万八千六百円

本決定 四十一万六千四百七十円

税率百分の一、六

年税額 仮決定 六千五百十円

本決定 六千六百六十円

増 六百十円

昭和二十六年仮決定第四期分 千五百十円

差引納付額 二千二百二十円

日附 昭和二十六年十二月十日

発令者 大阪市長

(一)、被告は原告に対し金六千六百六十円及びこれに対する本件訴状送達の日翌日から支払済まで年五分の割合による金員を支払うこと。

二、請求の原因

(一)、原告は従前大阪府北区真砂町四十八番地において宅地三十二坪八合二勺を所有し、これを昭和二十六年二月五日訴外大和ゴム株式会社に譲渡し、同月十日その所有権移転登記を完了した。

(二)、ところが、被告は原告に対し右土地に対する昭和二十六年第四期の固定資産税として同年十二月十日附請求の趣旨(一)記載のような徴税令書を発し、同令書は同月十三日原告に到達したが、右賦課処分には次に記載のような違法があると思料したので、原告は即日被告に対し異議を申立てたが、被告は右異議に対し今日まで何等の決定もしない。

(三)、原告が右賦課処分に違法があると主張するのは次の通りである。即ち、固定資産税は固定資産の所有者に課すべきもの土地に対する固定資産税の納税義務者 地方税法第三四三条第三五九条の合意性

であること地方税法第三百四十三条の明定するところであり、しかもその所謂所有者とは現にその固定資産を所有する者の意に解すべきこと殆んど疑をいれない。同法がその第三百八十条以下において固定資産課税台帳の制度を設け、同台帳に固定資産の所有者の記載を為さしむると共に、その変更に伴う訂正を命じているのは、固定資産税を以て固定資産の現所有者に課すべきものとの考えを示すものであり、また旧地方税法第三百四十四条以下において固定資産税を使用者に課する場合につき、明かにその使用の月割に従つてこれを課すべきものとしていることは、所有者についてもその現在の所有者を被課税者とする同法の考え方を示すものである。従つて同法第三百五十九条に固定資産税の賦課期日を当該年度の初日の属する年の一月一日としているのは、一般の常例に従つての原則的規定であり、その後所有者に移動があつた場合にも常に一月一日現在の所有者に課税すべしとした絶対的規定と解すべきものではない。若しこれを然らずとすれば一月一日の後に所有権を取得した者はその年度内所有権を有するに拘らず固定資産税の負担を免るるの不当な結果となり、また所有権譲渡者は多く所有権譲渡者に比し担税能力の少いのを通常とするのに、所有権なくしてなお課税せらるるの結果、課税者たる地方団体の利益も亦害せらるるの結果となる。以上の理由により固定資産税はその固定資産の現在の所有者に課せらるべきものであつて、従つて本件土地による固定資産税はその各納期当時の所有者に課せらるべきであり、四月以後を納期とする昭和二十六年固定資産税は同年二月に所有権を喪失した原告に課せらるべきものではない。そうすれば被告が同年十二月十日附を以てした前記固定資産税の賦課処分はその被課税者を誤つた違法な処分であつて、当然無効であるが少くとも取消を免れない。よつてこれが取消を求める。

四、原告は右第四期分の外被告より右土地につき昭和二十六年度第二、三期分の固定資産税として合計金六千六百六十円の賦課を受け、既に右金員はこれを納付済である。しかし右賦課処分亦前記のような違法があり、右違法な賦課処分に基いて納付した右金員は当然返還せらるべきものと思料するので、右金員及びこれに対する本件訴状送達の日翌日から支払済に至るまで年五分の割合による損害金の支払を求める。

三、被告の答弁に対する原告の主張

原告が被告主張の頃その主張のような昭和二十六年六月一日附の徴税令書を受領したことはこれを認める。しかし、(1)本件賦課処分は被課税者を誤つており当然無効の行政処分であるから出訴期間の制限には服しない。(2)仮に然らずとも本件固定資産税にあつては第一期の徴税令書による賦課は仮決定であつて、まだ終局的決定ではない。納税者の終局的な納税義務が確定するのはその本決定によるのであつて、仮決定に対し異議及び行政訴訟ができるとしても、これが為めに本決定に対する異議及び行政訴訟をする権利がなくなるものではない。本件訴訟はこの本決定にするものであつて、その徴税令書受領の即日異議の申立をし、これに対し一ヶ月内に何等の決定がなされなかつた為めに直ちに本件訴訟に及んだものであるから何等出訴期間を徒過したものといふことはできない。

第二、被告の答弁の趣旨及びその主張

一、本案前の答弁

(一) 答弁の趣旨

原告の訴はこれを却下する。

訴訟費用は原告の負担とする。

(二) 答弁の事由

(1) 原告の本訴は、被告の原告に対する第四期固定資産税の賦課処分の取消を求めるものであるが、固定資産税の賦課に違法又は錯誤があると認める場合に於いては、徴税令書の交付を受けた日(納期を分けた場合においては、第一期分の徴税令書の交付を受けた日)から三十日以内に市町村長に異議の申立をすることができその異議の決定に対し不服がある者は、その決定の通知を受けた日から三十日以内に道府県知事に訴願し、又は裁判所に訴願することができるものであること、地方税法第三百七十条の規定するところであつて、本件固定資産

土地に対する固定資産税の納税義務者 地方税法第三四三条第三五九条

税にあつては被告は昭和二十六年六月一日附同年度分の仮算定税額と各納期及び第一期乃至第三期の納付額を記載した徵税令書を同日原告に宛て發送し、同令書は遅くとも同月五日には原告に到達しているのであるから、原告が右賦課処分を知つたことを知つた日から起算して本訴提起までには既に七ヶ月余を経過しており、右第三百七十條所定の出訴期間を徒過していること明かであるから、本訴は不適法としてこれを却下すべきである。

(2) なお本件固定資産税にあつては前三回の納期においては仮算定税額を徴収し、その最終納期(第四期)において本算定税額との清算を行つたものであることはこれを認めるが、これは昭和二十六年六月一日附の昭和二十六年年度固定資産税の賦課処分における税額が右清算の行われるまでは確定的のものではないにとどまり、原告の本件土地に対する昭和二十六年年度分固定資産税の納付義務は地方税法第三百四十三條第一、二項、第三百五十九條の規定により昭和二十六年一月一日を以て法律上当然發生し、同年六月一日附徵税令書の受領によりその義務は具体化されているのであるから、原告主張のように本算定額が決定されるまでは原告の納税義務が確定しないというものではない。

二、本案の答弁

(一) 答弁の趣旨

原告の請求を棄却する。

訴訟費用は原告の負担とする。

(二) 答弁の事由

原告主張事実中請求の原因(一)及び(二)記載の事實はこれを認めるが、その余の事實はこれを争う。

原告は昭和二十六年二月四日までは本件固定資産税賦課の対象である土地の所有者であつたが、同年二月五日これを第三者に譲渡し、同日以降は所有者ではないのであるから、昭和二十六年年度の固定資産税の全額を課税されることは不当且つ違法であると主張するものであるが、この主張は認められない。即ち固定資産税は地方税法第三百四十二條第一、二項の規定によつて、固定資産の所有者で、固定資産たる土地にあつては土地権利者若しくは土地補充課税令に登錄されている者に對し、同法第三百五十九條の規定によつて当該年度の初日の属する年の一月一日を賦課期日とし、納税義務者を確定することになつてゐる。そして固定資産税は年税であつて、一月一日現在の所有者が当該年度の固定資産税の納付義務を負担するものである。同法第三百六十二條、第三百六十三條、大阪府税条例第六十條、第六十一條に規定する納期は単に納税者の納税上の便宜を考えたもので、固定資産税を期税とする趣旨のものではない。以上の通りであるから、原告が昭和二十六年二月になつて本件土地の所有権を失つたからといつて、同年度の固定資産税の賦課を免れることはできないのであり、これを賦課した被告の処分には何等違法もないので原告の請求は失当である。

第三、証 拠(省略) 第二審判決の主文、事實及び理由

主 文

本件控訴は、これを棄却する。

控訴費用は、控訴人の負担とする。

事 実

控訴人は、「原判決を取り消す。末尾記載の固定資産税の賦課処分はこれを取り消す。被控訴人は、控訴人に対し、金六千六百六十円及びこれに対する訴状送達の日から、完済に至るまで、年五分の金員の支払をせよ。訴訟費用は、第一、二審とも被控訴人の負担とする。」との判決を、被控訴人は、主文同旨の判決を求めた。

当事者双方の事実上の陳述は、控訴人において、地方税法第三百五十九條が、固定資産税の賦課期日後においては、課税物件たる土地の所有権を失つても、その年分の固定資産税全額の納付義務を免れ得ない趣旨を規定したものとすれば、右法律は、憲法の基本的人権尊重の規定に違反し、無効であると述べたほか、原判決事實摘示と同一であるから、ここに、これを引用する。

土地に対する固定資産税の納税義務者 地方税法第三四三條第三五九條の合憲性

(立証省略)

理 由

先づ本訴が不法法であるとの、被控訴人の本案前の抗弁について判断するに、昭和二十六年固定資産税にあつては、その第一期ないし第三期分は、仮算定税額によりこれを徴収し、その第四期分において、本算定税額との清算をし、仮算定税額が、本算定税額に満たない場合は、その不足税額を徴収すべきものであること、地方税法第三百六十四条第八項、第五項の定めるところであり、本件控訴人に対する課税処分も、右により、第一期ないし第三期の徴税は、仮算定税額により、昭和二十六年六月一日附の徴税令書を以てこれを賦課し、その第四期分において、本算定税額に基いて仮算定税額との差額を清算し、その不足税額を合せた上、同年十二月十日附第四期の徴収令書を發して、これを賦課したものであること、成立に争はない乙第四号証の一、二により明らかであり、控訴人の本訴は、右第四期分における徴税の取消を求めるものであるが、該徴税は、前記賦課の態様より見て、昭和二十六年六月一日附の徴税令書に全一年分の仮算定税額の記載がなされていても、第一期ないし第三期の徴税のように、単に納期を分けた場合とは異り、不足税額の徴収を含む新たな賦課処分がなされたものと解するのが相当であり、これに対し不服があるときには、この第四期の徴税令書交付の日を基準とし、異議、訴願又は出訴が許されるものと言ふべきであり、地方税法第三百七十条は、第一期分の徴税令書の交付を受けた日を基準として、賦課処分に対する不服申立期間を定めているが、右は単に納期を分けた場合に関する規定であるから、本件のように新たな賦課処分があつたものと見るべき場合には該当しない。

なお、控訴人が本訴において、賦課処分の瑕疵なりとして主張するところは、昭和二十六年六月一日の第一期の徴税令書による課税処分についても、当然存したるべき性質のものであると認められるが、第一期における課税処分と、第四期における課税処分とは兩者相俟ち、当該年度の固定資産税の賦課処分を構成し、単一な効果の發生を目的とする行為であり、かような場合一般に後の処分は、先の処分の違法性を承継し、先の処分に対する不服申立期間後、後の処分に対する不服申立

において、右の違法を主張し得るものと解するのが本則であるから、地方税法第三百七十条が、本件のように兩個の課税処分存する場合において、第一期における課税処分に対する不服申立期間の徒過により、第四期における課税処分に対する不服申立を認めない律意であるとは、とうてい考えられない(この点につき、控訴人は、本件のように被課税者を誤つた課税処分は当然無効であり、無効原因を理由として取消訴訟をする場合には、出訴期間の制限に服しないと主張するが、右主張は容認できない。)

ところで、控訴人が、前期第四期分における課税処分に対し、徴税令書交付の即日たる昭和二十六年十二月十三日、直ちに異議の申立をし、これに対し、現在に至るも何等決定のなされていないことは、当事者間に争のないところであるから、控訴人の本訴は、昭和二十七年一月十四日に提起せられたものであること、本件記録に照して明らかなるところであるが、訴願前置の点から見ても、出訴期間の点から見ても適法であると言ふべく、被控訴人のこの点に関する主張は採用できない。

次に本案に関する控訴人の請求の当否について按ずるに、控訴人が、もとその主張の宅地の所有者であつたこと、控訴人が昭和二十六年二月五日、右宅地を訴外大和ゴム株式会社に譲渡し、同月十日これが所有権移転登記手續を了したこと、ならびに被控訴人が、控訴人に対し、右土地に対する昭和二十六年第四期の固定資産税として、同年十二月十日附を以て控訴人

主張のような賦課処分をしたことは、いずれも当事者間に争のないところである。而して、控訴人は、固定資産税は、地方税法第三百四十三条に従い、固定資産の所有者にのみ課すべきものであり、同法第三百五十九条が一月一日を賦課期日と規定したのは、単に一般の常例に従つての原則的規定に過ぎないから、昭和二十六年の右土地に対する固定資産税は、同年四月以後を納期とする關係上、同年二月において、既にその所有権を失つた控訴人に対し、課せらるべき筋合ではないと主張するのであるが、右第三百五十九条の規定は、固定資産税を以て年税とし、当該年度の初日の属する年の一月一日を賦課期日に定め、同期日において、同法第三百四十三条第二項に規定するように土地台帳若しくは土地補充課税台帳に所有者として登録せられてゐる者を、その納税義務者と確定し、爾後右の所有者に變動があつ

土地に対する固定資産税の納税義務者 地方税法第三四三條第三五九條
の合憲性

ても、当該年度の納税義務者に変更を生ぜしめない趣旨であると解するのが相当であり、かく解するにおいては、所有者でないのに課税せられ、或は所有者でありながら課税を免れるという不公平は避け難いところであるが、さればとて、所有者の変動に伴い、月割を以て納税義務者を定めることは、徴税技術上煩瑣かつ不便であり、自然徴税費用の増大も必至であるから、むしろ、或る程度公平を犠牲にしても、徴税の簡便を計り、税収入の確保と徴税費用の節減を期することが、多衆を対象とする課税制度としては、結局公共の福祉に適合する所以であり、憲法上の基本的人権、財産権不可侵の原則もまた、公共の福祉のために、ある程度制約は免れないところであるし、又固定資産の所有者は、その所有権の譲渡にあつて、右を見越し、その対価を定める等適当な処置をとり得るのであるから、右規定のあることを以て、地方税法が憲法に違背し無効であると言ひ得ないのは勿論であり、控訴人引用の各規定を以てしても、右解釈を動かすに足りない。

ところで、控訴人が、昭和二十六年一月一日当時本件土地の所有者であつたこと前記認定のとおりであり、又土地台帳にその旨登載せられていたことは、成立に争のない乙第二号証によつて明白である以上、その後右土地の所有権を失つたからといって、同年度固定資産税の納付義務を免れることができないのは当然であつて、被控訴人の控訴人に対する本件固定資産税の賦課処分には、これを無効とすべき違法は勿論、これを取り消すべき違法も亦存しないものと言はなければならぬ。更に、控訴人は、同年度第二、三期分の固定資産税の賦課が違法であるとして、被控訴人に対し、その納付済の金員の返還を求めているが、固定資産税は市税であり、その納付金は大阪市内に帰属し、被控訴人は、単にその賦課徴収の事務を掌つているに過ぎないから、同人に対し、右納付金の返還を求めるのは失当であるばかりでなく、前記説示のように、控訴人に対する右固定資産税の賦課には、何等違法はないから、控訴人の右請求は、この点から見ても亦失当であると言わなければならない。以上のように控訴人の本訴請求は、すべて失当であるから、これを棄却すべく、右と同趣旨に出でた原判決は相当であつて本件控訴は理由がないから、民事訴訟法第三百八十四条、第九十五条、第八十九条を各適用して、主文のとおり判決する。

(昭和二十六年四月二〇日大阪高等裁判所第一民事部)

(徴収令書第三七五号(写)は省略する。)

○家屋明渡請求事件 (昭和二十七年(オ)第一〇一九号 棄却)

(同三〇年三月二十四日第一小法廷判決)

【上告人】 被控訴人 被告 山下 俊 雄 代理人 秋 根 久 太

【被上告人】 控訴人 原告 村 椿 弥 一郎

【第一審】 東京地方裁判所 【第二審】 東京高等裁判所

○判 示 事 項

賃料領収証の提出命令の申立とその許否の裁判

○判 決 要 旨

家屋の明渡を請求された者が、占有の正権原を立証するため、一旦相手方から交付を受けたが現に相手方が所持するものとして賃料領収証の提出命令を申し立てたときは、裁判所は該申立の許否につき裁判をしなればならない。

賃料領収証の提出命令の申立とその許否の裁判

最高裁判所	行政長官……………島津調査官
東京高等裁判所	刑事……………津田 清
東京地方裁判所	刑事……………江崎 判事
大阪地方裁判所	民事……………津田・石次判事
	民事……………小畑・萩原判事

最高裁判所

行政事件

三月分

〔六〕農地買収手書を普通郵便をもって送した事実によつてその到達が推定

【要旨】昭和二年被災で事務所が焼失し、昭和四年二月事務所を復活す

るまではその場所には事務所もなく、専従の事務取扱者もいなかった場合

は、その間郵便物が転送され到達したことがあつても、右事務所復活前に右

の場所の番地を記載し普通郵便によつて送された農地買収手書が到達した

ものと推定することはできない。(二八)九六〇号、農地買収処分無効確認請求事件、三〇・三・二九、第三小法廷判決、棄却)

【説明】民事事件の判決で、普通郵便物

を発送した事実が認められる以上相当の時期に到達したものと推定できるとして(第一法規、判例大系〇四六二頁以下)行政事件においても行政裁判所の判決には同趣旨のものか少くない。(美濃部博士公法判例大系上一〇頁)このような判例を前提としてもなお本件の場合には到達を推定できないと(五・二九)の判決(行政事件裁判例集五巻五号一〇八七頁)は、所得税法上の再調査請求棄却決定通知書について普通郵便物の発送によつて、その到達を認定することは相当でないとしている。この判決のどのような考え方に従えば、本件判決はなおさら当然のことである。

【七】地方税法第三四三條及び第三五九條の含属性

九條は、憲法第一條、第二條、第五

一四條、第二九條、第三〇條、第六五

條に違反しない。(二八)六一六号、固定資産税賦課取消請求事件、三〇・三・二三、大

* 参照文 地方税法第三四三條、第三五九條、第二條、第二條、第一四條、第二九條、第三〇條、第六五條

【説明】地方税法三四三條一項は「固定資産税は、固定資産の所有者(招徠省内

略)に課する。」と規定し、二項で「前項の所有者とは、土地又は家屋について土地合帳若しくは土地課税補充合帳又は家屋合帳若しくは家屋補充課税合帳に所有者として登録されている者をいふ。(以下略)」と規定し、一方、同法三五九條は「固定資産税の賦課期日は、当該年度の初日の属する年の一月一日とする。」と規定している。その結果、一月一日に右合帳に所有者として登録されている者は、其の所有者であつてもなかつても、また、年度内に所有権の移転があつても、その年の四月一日にはじまる年度の固定資産税を納付する義務を負うことになつている。固定資産税が不動産の所有に対する課税である以上、このよ

【六二】民法第二九八條第二項但書に

わゆる留置物の保存に必要な使用

【要旨】木造帆船の買主が、売却契約解除前支出した修繕費の償還請求権につ

き右船を留置する場合において、これを遠方に航行せしめて運送義務のため

使用することは、たとえ解除前と同一の使用状態を継続するにすぎないとし

ても、留置物の保存に必要な使用をなすものとはいえない。(昭和二八年(イ)二三号、船舶引渡

等請求事件、三〇・三・四、第二小

* 参照文 民法第一九六條、第二五九條、第二九

【説明】留置権者は、留置物の保存に必

権の譲受を第一審被告齊藤兩名に対抗しうるものと解すべきであり、また、賃貸人たる第一審被告齊藤兩名は賃借権譲渡に承諾のなかつたことを理由として賃借借契約を解除できないものと謂うべきである。従つて第一審被告齊藤兩名が昭和三五年九月一〇日第一審原告岡田輝彦に対しなした賃借借契約解除の意思表示はその効力を生じない。

以上の次第であるから、原判決中、賃借権譲渡についての承諾を求める第一審原告岡田輝彦の請求を認容した部分は相当であるが、譲受けた賃借権の確認を求める第一審原告東京小型自動車の請求を排斥した部分は失当であるから、これを取消し、その請求を認容すべきである。

よつて民事訴訟法第三八四条第三八六条第九五条第九六条第八九条第九三条の各規定に則り主文の通り判決した。

(昭和四〇年二月二十五日 東京高等裁判所第一〇民事部)

○第三者異議事件

(昭和四一年(オ)第四五七号 破棄自判)

【上诉人】 控訴人 原告 鶴野春義 代理人 内藤三郎

【被上诉人】 被控訴人 被告 清水商店と清水正一 外一名 代理人 高須宏夫

【第一審】 名古屋地方裁判所 【第二審】 名古屋高等裁判所

○判示事項

○判決要旨

○判決要旨

相続人は、相続の放棄をした場合には、相続開始時にさかのぼつて相続開始がなかつたと同じ地位に立ち、当該相続放棄の効力は、登記等の有無を問わず、何人に対してもその効力を生ずべきものと解すべきであつて、相続の放棄をした相続人の債権者が、相続の放棄後に、相続財産たる未登記の不動産について、右相続人も共同相続したものととして、代位による所有権保存登記をしたうえ、持分に対する仮差押登記を経由しても、その仮差押登記は無効である。

【参照】 民法第九三九条第一項(昭和三七年法律第四〇号による改正前のもの) 放棄は、相続開始の時にさかのぼつてその効力を生ずる。

同法第九三九条 相続の放棄をした者は、その相続に関しては、初から相続人とならなかつたものとみなす。

同法第一七七条 不動産ニ関スル物権ノ得喪及ヒ変更ハ登記法ノ定ムル所ニ從ヒ其登記ヲ為スニ非サレハ之ヲ以テ第三者ニ対抗スルコトヲ得ス

同法第九〇九条 遺産の分割は、相続開始の時にさかのぼつてその効力を生ずる。但し、第三者の権利を害することできない。

○主 文

原判決を破棄し、第一審判決を取り消す。

被告ららば原告人に対し、別紙物件目録記載の不動産の鶴野光春の持分九分の一につき、名古屋法務局籍

相続放棄と登記

沢出張所昭和三十九年二月二十五日受付第七六二七号をもつてなされた仮差押登記の抹消登記手続をせよ。
訴訟の総費用は、被上告人らの負担とする。

○理 由

上告代理人内藤三郎の上告理由第一、二点について。

【要旨】

民法九三九条一項(昭和三十七年法律第四〇号による改正前のもの)「放棄は、相続開始の時にさかのぼつてその効果を生ずる。」の規定は、相続放棄者に対する関係では、右改正後の現行規定「相続の放棄をした者は、その相続に關しては、初から相続人とならなかつたものとみなす。」と同趣旨と解すべきであり、民法が承認、放棄をなすべき期間(同法九一五条)を定めたのは、相続人に権利義務を無条件に承継することを強制しないこととして、相続人の利益を保護しようとしたものであり、同条所定期間内に家庭裁判所に放棄の申述をする(同法九三八条)、相続人は相続開始時に遡ほつて相続開始がなかつたと同じ地位におかれることとなり、この効力は絶対的で、何人に対しても、登記等なくしてその効力を生ずると解すべきである。

ところで、別紙物件目録記載の不動産(以下本件不動産と略称する)は、もと訴外鵜野春光の所有であつたが、昭和三十二年八月二十八日同訴外人が死亡し、その相続人七名中上告人および鵜野たま両名を除く全員が同年一月二十九日名古屋家庭裁判所一宮支部に相続放棄の申述をして、同年一月二十〇日受理され、同四〇年一月五日その旨の登記がなされたが、鵜野たまは同日本件物件に対する相続による持分を放棄し、同月一〇日その旨の登記を経由したので、上告人春義の単独所有となつたものであることは、原審の適法に確定した事実であり、この事実を前記説示に照して判断すれば、鵜野春光が他の相続人である鵜野たま、内藤三郎、内藤定

子、松本マワ、鵜野春義、鵜野春政等六名とともに本件不動産を共同相続したものとしてなされた代位による所有権保存登記(名古屋法務局稲沢出張所昭和三十九年二月二十五日受付第七六二四号)は実体にあわない無効のものといふべく、従つて、本件不動産につき鵜野春光が持分九分の一を有することを前提となした仮差押は、その内容どおりの効力を生ずるに由なく、この仮差押登記(同出張所昭和三十九年二月二十五日受付第七六二七号)は無効といふべきである。よつて、この点に關する原判決の判断は當を得ず、この誤りが原判決本文に影響を及ぼすこと勿論であるから、論旨は理由があり、原判決は破棄を免れない。そして、上告人が本件不動産の所有権を単独で取得し、現在その旨の登記を経由していることは前記のとおりであるから、被上告人らには上告人に対し、本件不動産の鵜野春光の持分九分の一につき、名古屋法務局稲沢出張所昭和三十九年二月二十五日受付第七六二七号をもつてなされた前記仮差押登記の抹消登記手続をなすべきである。そこで、この登記手続を求める上告人の請求を正当として認容し、民法四〇八条一号、八九条、九六条、九三条に従い、裁判官全員の一致で、本文のとおり判決する。

(裁判長裁判官 奥野健一 裁判官 城戸芳彦 裁判官 石田和外 裁判官 色川幸太郎)

物件目録

稲沢市大塚町門前屋敷五老七番

一、田

老畝式式歩

稲沢市大塚町蛭池八参八番

一、田

参畝老九歩

相続放棄と登記

稻沢市大塚町蛭池八五番

一、田 四畝〇式歩

稻沢市大塚町馬場六四式番

一、田 四畝式〇歩

稻沢市大塚町蛭池八五番

一、田 七歩

稻沢市大塚町古江参四六番

一、田 七〇歩

稻沢市大塚町門前屋敷四六六番

一、畑 六歩

稻沢市大塚町過古九七式番

一、田 式七歩

稻沢市大塚町蛭池八参四番

一、田 参畝式七歩

稻沢市大塚町古江参四五番

一、畑 七畝〇参歩

稻沢市大塚町古江参四五番

一、田 式畝〇参歩

稻沢市大塚町七廻り五参式番

一、田 式畝七六歩

稻沢市大塚町七廻り五参七番

一、田 式畝〇七歩

稻沢市大塚町長田七五〇番

一、田 七畝七九歩

稻沢市大塚町蛭池八五番

一、田 七四歩

稻沢市大塚町蛭池八九六番

一、田 七畝式八歩

稻沢市大塚町蛭池八九六番

一、田 式五歩

稻沢市大塚町過古九七七番

一、田 七九歩

稻沢市大塚町下ノ町七九七番

一、田 五畝七七歩

相続放棄と登記

稲沢市大塚町茂田沓参九沓番

一、田 五畝沓参歩

稲沢市大塚町中道沓五九七番

一、田 沓七歩

稲沢市大塚町高畑沓沓番四

一、田 六合

稲沢市大塚町高畑沓九沓沓番五

一、田 沓参歩

稲沢市大塚町高畑沓九沓沓番式

一、田 四畝〇七歩

稲沢市大塚町須ヶ越式四沓番

一、畑 沓畝沓沓歩

稲沢市大塚町須ヶ越参〇六番

一、畑 参畝式参歩

稲沢市大塚町寺西沓式式番

一、畑 参畝沓八歩

稲沢市大塚町寺西沓七四番

一、畑 沓畝沓四歩

稲沢市大塚町寺西沓五九番沓

一、畑 六畝〇八歩

稲沢市大塚町山浦沓八式参番沓

一、畑 式畝〇式歩

稲沢市大塚町門前屋敷四六五番地家屋番号参八番

一、木造瓦葺平家建居宅

床面積 参八坪四合

一、木造瓦葺平家建居宅

床面積 沓四坪七合

一、木造瓦葺平家建物置

床面積 四坪

一、木造瓦葺平家建物置

床面積 沓〇坪五合

上告代理人内藤三郎の上告理由

第一点 訴外鶴野光春は、

昭和三十一年一月二十日

相続放棄と登記

相続放棄の申述

を為したのである。

原審は、この事実を認めながら、之に對して、民法第九百三十九条（現行法は改正前の同条が誤解され易いので、本旨を明文にしたもの）を適用しないのは、違法である。

一、訴外鷓野光春は、民法第九百三十八条、家事審判法第九条第一項甲類第二十九号、家事審判規則第一百四十条、同法第一百五十五条所定の手続を履踐し、相続放棄の申述を為し、その申述書を受けたのである。

二、従つて、訴外鷓野光春は、相続に關しては、初めから相続する権利もなかつたことになり、相続登記を請求し得る権利もなかつたことになる。相続財産は、鷓野光春に對しては、何等の権限もない財産となつたのである。

三、原判決は、訴外鷓野光春には、相続財産に對し、物權變動すべき法律關係があることを前提として、控訴棄却の理由を説示して居るが、之は、判決に理由を附しないか理由に齟齬ある場合に該当する。

第二点 原判決には、民法第四百二十三條を誤解して、違法に適用して居る。

一、民法第四百二十三條に依つて、債權者（被上告人等）の行使し得る権利は、「債權者ニ屬スル權利」である。之は、明文上明らかであるばかりでなく、之に反する學說判例もない。學說判例は、債權者が持つて居る

權利の行使を、債務者が拒み、又は怠つて居るから、債權者をして、之を行使せしめるのであると説いて居る。

扱て、本件について見るに、訴外鷓野光春は、別紙物件目録記載の不動産に對しては、相続する権利もなければ將又、相続登記を請求し得る権利もない。従つて、持つて居る權利の行使を拒み、又は怠つて居る場合ではない。

即ち、本件の場合に於ては、債權者が代位權を行使しようとしても、行使される債務者に所屬する權利がない。相続に依る持分權を持つものと、被上告人等が信じてもそれに依つて、訴外鷓野光春は、持分權を持つては、われはなく、又、被上告人等が、持分權ありとして、持分登記をして、それは無効の登記である。ただし、持分權を發生せしめる法律關係は、既に、持分登記時には存在して居なかつたからである。従つて、原判決が、物權變動の對抗關係で以つて、上告人の請求を棄却したのは、民法第四百二十三條を誤解して適用した違法がある。従つて、この持分登記の上に為された仮差押登記も無効である。

二、原判決は、上告人と被上告人等との法律關係は、物權變動の對抗關係だと説示して居る。これは、被上告人等が自己の名に於て、訴外鷓野光春の持分登記を為し、且この上に為した仮差押登記が有効であることを前提として居るものである。この場合、訴外鷓野光春が、任意に持分登記をした場合ならば、その上に為した仮登記は、上告人の登記をした日より以前であるので、仮差押の登記の抹消を求めても、被上告人等の同意なき限り、その目的を達することの出来ないのは当然である。

ところが、本件の、既述の如く、持分登記も、仮差押登記も無効のものであるが、形式的には實在して居るの

でこの抹消を求めるのである。

尚、本件に於ては、上告人は、実体上、別紙物件目録記載の不動産に付、

昭和四十年十一月十日附

で以つて、単独所有権者になり、且之は、登記簿上公示されて居るので、その所有権を妨害する被上告人等の

仮差押の登記を排除するため、本訴を維持して居るのである。

(物件目録省略)

○参 照

第一審判決の主文、事実及び理由

主 文

原告の請求を棄却する。

訴訟費用は原告等の負担とする。

事 実

原告訴訟代理人は「被告等と訴外鶴野光春間の名古屋地方裁判所昭和三十九年(ヨ)第一、八九〇号不動産仮差押申請事件につき、同裁判所が昭和三十九年二月二日別紙物件目録記載の物件に対してなした仮差押の執行はこれを許さない。訴訟費用は被告等の負担とする。」との判決を求め、その請求の原因として、

「一、別紙物件目録記載の不動産は、原告等先代亡鶴野光春の所有であった。

二、昭和三十一年八月二八日右光春が死亡したところ、同人の相続人七名中原告兩名を除く全員(訴外鶴野光春を含む)は昭和三十一年一〇月二九日名古屋家庭裁判所にて相続放棄の申述をなし同年一月二〇日これを受理せられたので、前項不動産

に残る相続人の原告兩名の相続財産に確定した。

三、被告等は訴外鶴野光春に債権を有するとして別紙物件目録記載の物件(光春の持分と称する九分の一)の仮差押を名古屋地方裁判所に申請し、昭和三十九年二月二日同裁判所より同年(ヨ)第一、八九〇号事件仮差押決定を得てこれを執行したが、右物件は訴外光春の所有ではなく原告兩名の所有であるから、この仮差押は不当である。

四、よつて原告等は請求の趣旨記載の判決を求め。」

と述べた。

(立証省略)

被告訴訟代理人は主文同旨の判決を求め、答弁として、

「第一項認める。第二項不知(春光の死亡は認める)。第三項被告等が仮差押の申請をなしこれが決定を得て、執行をしたことは認めるが、その余は争う。第四項争う。」

と述べた。

(立証省略)

理 由

成立に争いのない甲第一、二号証、同第三号証の一乃至三により被告等が訴外鶴野光春に対する債権に付き原告等が相続した別紙物件目録記載の物件につき仮差押をなしたこと及び訴外鶴野光春が亡鶴野光春の死亡によりその相続を放棄したと、右相続放棄が登記されてなかつたことは争がない事実である。

本件物件の相続人たる原告等の相続財産につき被告等が仮差押をなしたのは、訴外鶴野光春の相続放棄の登記なきためであつて、被告等は民法第一七七条にいう登記なくして對抗しえない第三者であるからである。しかも、右相続放棄は民法第一七七条にいう物権の得喪変更に該当し、相続放棄即ち他相続人の相続による財産取得が不動産登記法第一条による不動産物

相続放棄と登記

権の設定、保存、移転、変更、処分の制限又は消滅については登記を要するものに該当するものである。即ち訴外鶴野光春の相続放棄による原告等の本件物件についての同人の持分の取得については被告等が本件仮差押をなすまでは全く登記が行われていなかったものであるから、被告等に対抗しえない。

よつて原告の請求を棄却することとし、訴訟費用の負担につき民事訴訟法第八九条を適用して主文のとおり判決する。

(昭和四〇年七月二〇日 名古屋地方裁判所)

(別紙)

物件目録

- 稲沢市大塚町門前屋敷五七七番
一、田 七畝貳貳歩
- 稲沢市大塚町蛭池八参八番
一、田 参畝九歩
- 稲沢市大塚町蛭池八五三番
一、田 四畝〇貳歩
- 稲沢市大塚町馬場六四貳番
一、田 四畝貳〇歩
- 稲沢市大塚町蛭池八五参番貳
一、田 七歩
- 稲沢市大塚町古江参四六番
一、田 七畝〇歩

- 稲沢市大塚町門前屋敷四六六番貳
一、畑 六歩
- 稲沢市大塚町過古九七貳番
一、田 貳畝歩
- 稲沢市大塚町蛭池八参四番
一、田 参畝貳畝歩
- 稲沢市大塚町古江参四五番
一、畑 七畝〇参歩
- 稲沢市大塚町古江参四五番
一、田 貳畝〇参歩
- 稲沢市大塚町七廻り五参貳番
一、田 貳畝六歩
- 稲沢市大塚町七廻り五参参番
一、田 貳畝〇畝歩
- 稲沢市大塚町長田七五〇番
一、田 七畝九歩
- 稲沢市大塚町蛭池八五参番
一、田 七畝四歩
- 稲沢市大塚町蛭池八九六番
相統放棄と登記

一、田 宥畝式八歩

稲沢市大塚町蛭池八九六番宥

一、田 式五歩

稲沢市大塚町過古九七七番宥

一、田 宥九歩

稲沢市大塚町下ノ町七七番

一、田 五畝宥七歩

稲沢市大塚町茂田七九番

一、畑 五畝宥七歩

稲沢市大塚町中道七九七番

一、田 宥七歩

稲沢市大塚町高畑七九七番四

一、田 六合

稲沢市大塚町高畑七九七番五

一、田 宥七歩

稲沢市大塚町高畑七九七番六

一、田 四畝〇七歩

稲沢市大塚町須ヶ越七四番

一、畑 宥畝宥七歩

稲沢市大塚町須ヶ越七〇六番

一、畑 參畝式七歩

稲沢市大塚町寺西七四番

一、畑 參畝宥八歩

稲沢市大塚町寺西七四番

一、畑 宥畝宥四歩

稲沢市大塚町寺西七五九番

一、畑 六畝〇八歩

稲沢市大塚町山浦七八式參番

一、畑 式畝〇式歩

稲沢市大塚町門前屋敷四六五番地家屋番号參八番

一、木造瓦葺平家建居宅

床面積 參八坪四合

一、木造瓦葺平家建居宅

床面積 七坪四坪七合

一、木造瓦葺平家建物置

床面積 四坪

一、木造瓦葺平家建物置

床面積 七坪五合

相続放棄と登記

右各不動産につき債務者の持分九分の者

第二審判決の主文、事実及び理由

主 文

本件各控訴を棄却する。

控訴費用は控訴人らの負担とする。

事 実

控訴人兩名訴訟代理人は、当初、原判決を取消す、被控訴人らと訴外鶴野光春間の名古屋地方裁判所昭和三九年(ヨ)第一八九〇号不動産仮差押申請事件につき、同裁判所が同年二月二日原判決添付目録記載の不動産持分九分の一(以下本件不動産という)に対してなした仮差押の執行は許さない。訴訟費用は、第一、二審とも被控訴人らの負担とする、との判決を求めたがその後、控訴人鶴野春義訴訟代理人は、右控訴の趣旨を訂正し、原判決を取消す、被控訴人らは控訴人鶴野春義に対し本件不動産の鶴野光春の持分九分の一につき、名古屋法務局稲沢出張所昭和三九年二月二十五日受付第七六二七号をもつてなされた仮差押登記の抹消登記手続をなせ、との判決を求めた。

被控訴人ら訴訟代理人は、それぞれ訂正前の控訴の趣旨について控訴棄却の判決を求め、控訴の趣旨の訂正は不合法で許されない。仮に右の如き訂正が許されるものとすれば、訂正された控訴の趣旨についても、控訴棄却の判決を求める、と述べた。

当事者双方の事実上の陳述、証拠の提出、援用および書証の認否はいずれも原判決事実摘示と同一であるからこれを引用する。

(一) 控訴人鶴野春義訴訟代理人は、亡鶴野光春は昭和三一年八月二八日死亡し、その相続人は妻鶴野たま、長女内藤もど子、次女内藤定子、三女松本ヲヲ、長男鶴野春義、二男鶴野春政、三男鶴野光春の七名であつたが、その内内藤もど子、内藤定子、松本ヲヲ、鶴野春政、鶴野光春は、昭和三一年一月二〇日名古屋家庭裁判所一宮支部に対して相続放棄を申述し、昭和四〇年一月五日その旨の登記を経由し、被相続人の妻鶴野たまも一旦相続した本件不動産に対する同人の持分を同年一月五日放棄し、同年同月一〇日その旨の登記を経由した。したがつて、本件不動産は控訴人鶴野春義の単独所有となつたものであるから、本件仮差押登記は違法であつて、抹消せらるべきものである、と述べた。

(二) 被控訴代理人は当審における控訴人鶴野春義の主張事実を否認した。

(立証省略)

理 由

当裁判所の判断によるも、控訴人らの請求は失当として棄却せらるべきものと考え。その理由は、左記の点を附加する外、原判決の説示するとおりであるから、その理由記載を引用する。

当審における控訴人鶴野春義の主張する請求の趣旨の変更は、民事訴訟法第二三二条に照らし、許さるべきものと考え。そして同控訴人の当審における主張事實は、成立に争のない甲第二号証、第四号証により推認せられるけれども、被控訴人らが本件不動産に対して仮差押を執行したのは、昭和三九年二月二二日であり、一方、控訴人鶴野春義が本件不動産の所有権を単独で取得しその旨の登記を経由したのは、昭和四〇年一月一〇日であることが成立に争のない甲第一号証、第二号証、第四号証を総合して明白である。それ故に控訴人鶴野春義が単独で本件不動産の所有権を取得した事実をもつて、仮差押債権者である被控訴人らに対抗し得ないから、同控訴人の右主張も理由がない。

以上の次第ゆえ、右と結論を同じくした原判決は相当であつて、本件各控訴は理由がないからこれを棄却することとし、控訴費用につき民事訴訟法第九五条、第八九条、第九三条に則り主文のとおり判決する。

(昭和四一年一月二七日 名古屋高等裁判所第一部)

こともないと考えられる場合には、これに対して慰籍料請求を認めるにちゅうちよすべきでない」(東京地裁昭和三六・三・一一判決、判例時報二五七号二頁)というの、拡張解釈に前示の枠を忘れない態度といえるけれども、右のような抽象的な基準は、具体的適用において緩やかに拡大され易いものである。同事案も、「五年三月の男児がオート三輪車に轢かれ、左右大腿打撲傷、右大腿骨頸部骨折の傷害を受け、三ヶ月近く臥床ないしは不自由な起居を余儀なくせしめられたのみならず、その後も時々夜半に飛び起きたり、嘔吐を催したりするようなことや、寒い時に負傷箇所を痛みを感じることがあった。これらの症状は長期間継続するものではなく、漸次消失するものと認められ、その他後遺症は認められない。」などの事実関係において父母の慰籍料請求が認められたものである。このような緩やかな判断態度は、近時、他にも下級審判決にその例を見ることが出来る。

七一一条を傷害の程度を問わない例示規定であるとする立場に徹すれば別論であるが、同条の制限的意義を認め、その拡張解釈に限界をたもとうとする立場からすれば、同条が明規する生命侵害は右限定の客観的基準として常に念頭におかれなければならないことであろう。今回の判決が、「原審認定の事実関係からすれば、 X_2 ・ X_3 の父母としての精神的苦痛は本件事故によって X_1 の生命が侵害された場合のそれに比し著しく劣るものではないといえるから」との理由説示を補いながら、 X_2 ・ X_3 両名に自己の権利として慰籍料請求権を認めた原審の判断を是認したことの意味が理解できる。

(安倍正三)

5 相続放棄と登記

昭和四二年(第四五七号、同四年一月二日)
第一審名古屋地裁、破産自判二審名古屋高裁
第二卷第一号一六頁

〔判決要旨〕

相続人は、相続の放棄をした場合には、相続開始時にさかのぼって相続開始がなかったと同じ地位に立ち、当がい相続の放棄は、登記等の有無を問わず、何人に対してもその効力を生ずるものと解すべきであって、相続の放棄をした相続人の債権者が、相続の放棄後に、相続財産たる未登記の不動産について、右相続人も共同相続したものと、代位による所有権保存登記をしたうえ、持分に対する仮差押登記を経由しても、その仮差押登記は無効である。

〔参照条文〕

民法九三九条一項(昭和三七年法律第四〇号による改正前のもの)、九三九条、一七七条、九〇九条

〔解説〕

一 事案の概要

被告二人は訴外Aに対し為替手形金債権ありとして、相続財産である不動産(土地および建物)に対する同訴外人の持分九分の一につき名古屋地裁昭和三九年二月三日付をもって仮差押決定を得、同月二五日名古屋法務局籍沢出張所受付をもって仮差押登記を経たところ、原告は右物件は原告の単独所有物件であると主張して、被告二人を相手に第三者異議の訴を起し、右仮差押登記の抹消登記手続を求めたのが本件である。そして、原告は本件物件が原告の所有となつたわけは、もともと本件物件はPの所有であったが、昭和三十一年八月二八日同人は死亡し、同人の相続人七名中原告およびBの両名を除く全員(この中にAも入っている)が昭和三十一年一月二九日名古屋家裁一宮支部に相続放棄の申述をして、同年一月二〇日受理され、同四〇年一月五日その旨の登記がなされたが、Bは同年一月五日本件物件に対する相続による持分を放棄し、同月一〇日その旨の登記を経由し、原告の単独所有となつたものであるというのである。

第一、二審とも原告の請求を棄却した。その理由は、被告二人が仮差押の執行をしたのは昭和三九年二月二日であり、原告が本件物件を単独で所有権を取得し、登記を経由したのは同四〇年一月一〇日であるから、原告は単独で所有権を取得したことをもって被告二人らに対抗できないというのである。

二 原告理由の論旨と判決理由

原告理由は次の二点からなる。その第一点は、原判決の確定した事実によれば、Aは相続財産に關しては、はじめからならぬ権利もなく、したがって本件物件に対して相続登記を請求する権利もなかったことになる。しかるに、原判決はAには相続財産たる本件物件に対し物権変動すべき法律関係があることを前提として判断している。これは判決に理由を付しないかあるいは理由をそのいずれかにあたるとする。第二点は、Aは相続財産についてもともと持分権をもたないものであるから、持分権の存在を前提として被告二人らが民法四二三条によりなした相続財産たる本件物件に対する持分登記は無効で、この持分登記のうえになされた仮差押登記も無効である。した

がって、原判決が物権変動の對抗関係で原告の請求を棄却したのは、法令違背であるというのである。

本最高裁判決は、右上告理由に対し、判決要旨のとおり判示して上告をいれ、原判決および第一審判決を破棄取消して、自判した。

三 説明

(一) 本件は判決要旨においてうたわれているように相続人Aが相続放棄をした後に、それが相続財産である土地および建物等を他の相続人らとともに共同相続したものととして、相続財産に対するAの持分権の仮差押をした事案に関するもので、まずこの場合について述べる。

この場合問題を解決する鍵は相続放棄の性質効力をどのように解するかにかかっている。本件の相続放棄は昭和三十一年一月に行なわれたが、当時の施行法である民法九三九条一項(昭和三十七年法律第四〇号による改正前のもの)によれば、「放棄は、相続開始の時にさかのぼってその効力を生ずる。」とあり、この規定は、改正後の現行規定「相続の放棄をした者は、その相続に関しては、初から相続人とならなかつたものとみなす。」(民法九三九条)と同趣旨と考えられていることは、本最高裁判決のいうとおりである。ところで、相続放棄は財産的行為であると一般に考えられている(金二)から、相続放棄がなされた結果他の相続人が単独であるいは共同で相続をし、相続不動産について単独所有権あるいは共有権を取得したときでも、その単独所有権あるいは共有権を登記する前に相続放棄者の右不動産に対する相続分を差し押え、その登記を経れば、登記の順位により差押債権者は右相続分の差押を對抗することができるものであろうか。本件の第一、二審判決はこれを肯定した。

しかし、前記民法九三九条一項(現行九三九条)の規定によれば、相続財産が相続放棄によって一人または数人の相続人に帰属することになった場合には、その財産は被相続人から相続によって直接取得されたもので、相続放棄した他の共同相続人から移転したものでないと考へべきことは明らかであり、したがって、本件相続財産に関して、被原告人兩名と原告人との間は、物権変動の對抗要件(民法一七七条)をもって優劣を決すべき関係にはないといふべきであらう。しかし相続放棄がなされてもこれを公示する制度はなく(金三)、相続不動産が被相続人名義のまま、あるいは未登記のままにおかれているときには、それが果して相続人中の誰の所有に帰したかを知る由がない。これは終戦後家督相続を廃して、相続はすべて遺産相続としたことから大きく浮び上ってきた問題であり、わが国の制度が登記に公信力を認めていないことから問題を一層複雑にしている。わが国では本最高裁判決のいうように、相続放棄は家庭

裁判所における手続として完了しさえすれば絶対的効力を生じ、相続放棄をしない相続人の相続財産に対する相続登記を必要としないのに対し、登記に公信力を認める制度のもとにおいては、右の場合に相続放棄をしない相続人の相続登記を必要とするからである。したがって、わが国の法制下では、相続不動産が被相続人名義になっているかまたは未登記である場合に相続人とこの不動産につき取引をするときには、相続放棄制度は取引の敏速性ないしは安全性を妨げるおそれがあり、相続人の債権者とその相続人の取得すべき相続財産に対しては強制執行を妨げるおそれがある。しかしながら、民法は相続放棄は身分関係に伴う特別の財産的行為であるとして、右のような取引の敏速性ないし安全性を犠牲にしてまでも相続人の保護に徹したものと解される。遺産分割の場合も分割の効力は相続開始の時にさかのぼって生ずる(民法九〇九条)とされるので、同様の問題が生ずるかのごとくであるが、この場合については、同条但書において遺産分割の遡及効は第三者の権利を書ることができないと規定しており、この規定は終戦後の現行民法になって新たに第三者保護の目的をもってつけ加えられたものである。これによって遺産分割の遡及効には制限が付加されたが、相続放棄についてはこのような制限が加えられなかった。この規定の相違から見ても、相続放棄の遡及効については絶対的効力を認めたものといえよう。

(二) 次に本件の仮差押が相続開始後相続放棄までの間になされたとしたらどうなるかについて言及しよう。

相続人は承認放棄を決する(民法九一五条)以前には、相続財産に関する訴訟の原告または被告となる資格を有しないと解される(谷口知平・註釈相続法上二三六頁)(相続人は承認か放棄か未定の場合、一応その相続人が相続財産を管理する—民法第九一八条一項—ので、相続財産の管理人として被告となって防御し、原告として権利実現につくことのできることを勿論であるが、これは別問題である)。承認放棄をなすべき期間(同法九一五条)を定めたのは、相続人に権利義務を無条件に承認することを強制しないこととして、相続人の利益を保護しようとしたものであり、所定期間内に家裁に放棄の申述をする(同法九三八条)と、相続人は遡及的に相続開始がなかったと同じ地位におかれることになる。そして、一定の行為をして単純承認したものとみなされる(同法九二一条、九一九条)までは、放棄をなし得るのであり、いずれか確定するまでの期間は相続人の地位は浮動的である。この相続人の浮動的地位を解除条件付権利義務に類似すると解することもできようし、あるいは相続開始によって相続権でなくて、相続期待権を取得し、放棄によってこの期待権がなくなり、完全な相続権に発展し得なくなるというように解することもできよう。しかし、条件付権利義務としてこれ

を処分することは問題となり得ず、仮に相続財産の一部を処分すれば、単純承認したものとみなされる(同法九二一条七項)から、無条件的な承認があつて、選択期間中は相続法上特別の効果が生ずるものと解すべきである(谷口・前掲二三三頁以下)。ドイツ民法一九五三条一項は、「相続を放棄したときは放棄者に対しては相続の開始がなかったものとみなす」、同一九五八条は、「相続の承認前には遺産に対し実行することを得る請求権は相続人に対して行使することを得ない」と規定し、ドイツ民法二三九条五項は、「相続人は相続の承認以前においては訴訟を続行するの義務を有しない」と規定している。右一九五八条は仮の相続人(Vorläufige Erben)(相続を承認放棄すべき期間内にある相続人の意)の保護を目的とする規定で、このような仮の相続人を相手とする訴訟が起きたときには、裁判所は職権をもって仮の相続人が相続を承認したものであるかどうかを調査し、原告が右承認につき主張立証しないときは、訴訟要件を欠くものとして訴を却下すべきである。このような状態にある仮の相続人に対しては、仮差押および仮処分(ドイツ民法九二八条、九三六条)も許されないというのが判例学説である(注三)。右一九五八条はドイツ民法二三九条五項と関連する規定で、わが国の民法二〇八条一項はドイツ民法二三九条五項と同趣旨であり、わが民法はドイツ民法一九五八条に相当する規定を欠いている。しかし同趣旨に解すべきものである。もっとも大審院昭和一〇・五・二五判決、民集一四卷二二号一〇二七頁は、相続の放棄承認をなすべき期間においても仮差押は許され、放棄の申述が受理されると、仮差押の続行を不当とすべき事情の発生にあたり、このことを仮差押命令取消の原因たる事情変更として主張して、仮差押命令の取消を求めることができる」と解している。

なお、本判文中鵜野光春が他の相続人六名とともに共同相続したものととして本件不動産につき代位によってなされた所有権保存登記が無効という意味は、本件で仮差押登記の前提となつてゐる鵜野光春に関する所有権保存登記が無効であることをいっているのである。また所有権保存登記あるいは仮差押登記が無効といっている意味は、判文上からも明らかのように、内容どおりの効力を生じ得ないすなわち実体に則しないという意味で登記が無効といっているにすぎない。

(注一) これを明言するものは、有泉・法律学講座五四頁、柚木・判例相続法論二二二頁、なお、永田菊四郎・新民法要義第五巻相続法一九九頁は身分的財産の両性を有するとしている。

(注二) 限定承認については、債権者らに対して公告しなければならぬとされている(民法九二七条)。これを怠ったときには損

害賠償の責任が生ずることがある(同法九三四条)。

(注三) Otto Palandt S. 1653, RG 60, 179

(鈴木重信)

6 殺害者に保険金取得の意思のない場合と商法第六八〇条第一項第二号の適用

昭和四年(第九三三三号、同四年一月三日第三小法廷判決、上告棄却)
第一審 大阪地裁、第二審 大阪高裁
集第二卷第一号七七頁

〔判決要旨〕

保険金受取人が、被保険者を殺害し、その直後に自殺を遂げ、殺害当時保険金取得の意図を有しなかったときでも、保険者は、保険金支払の責を免れる。

〔参照条文〕

商法六八〇条一項二号

〔解 説〕

一 一事案の概要

Y保険会社(被告・被控訴人・被上告人)は、昭和三年三月四日にAとの間に、被保険者をAとし、保険金額五〇万円、保険期間右同日以降昭和五年三月三日まで二〇年、A死亡の場合の保険金受取人B(Aの夫)、保険料一ヶ年二二、八五〇円、保険料払込期日毎年三月四日という生命保険契約を締結した。

Bは、猟銃弾丸の製造販売業を営む株式会社の専務取締役で営業部門を担当していたが、月収は四万円を別段生活に困っていた様子はなく、また妻Aのすすめでそろって創価学会に入会する等その夫婦仲は至極円満であったが、日頃胃病持ちのうえ気が弱く、いわゆる内攻型の性格で物事を思いつめる傾向が強かったところから、同会社の業績が近來思わしくなく買掛金等で赤字のかさんだことを非常に心配し、ささいなことに怒りっぽくなつてゐた。Bは、昭和三年七月二三日午前一時すぎ頃「自分の弱い心に勝てずあの世へ行

最高裁判所民事判例集 第二六卷

○立替金請求事件 (昭和四十六年(四)第七六六号棄却)

【上告人】 控訴人 被告 かやの木産業株式会社 外四名 代理人 林 徹

【被上告人】 被控訴人 原告 堀 節 治

【第一審】 東京地方裁判所 【第二審】 東京高等裁判所

○判示事項

不動産の固定資産税を課せられて納付した登記簿上の所有名義人の真の所有者に対する不当利得返還請求権の成否

○判決要旨

真実は不動産の所有者でない者が、登記簿上その所有者として登記されているために、右不動産に対する固定資産税を課せられ、これを納付した場合には、右所有名義人は、真の所有者に対し、不当利得として、右納付税額に相当する金員の返還を請求することができる。

不動産の固定資産税を課せられて納付した登記簿上の所有名義人の真の所有者に対する不当利得返還請求権の成否

【参照】 地方税法三四三条一項二項 固定資産税は、固定資産の所有者（質権又は百年より永い存続期間の定のある地上権の目的である土地については、その質権者又は地上権者とする。以下固定資産税について同様とする。）に課する。

前項の所有者とは、土地又は家屋については、土地登記簿若しくは土地補充課税台帳又は建物登記簿若しくは家屋補充課税台帳に所有者（区分所有に係る家屋については、当該家屋に係る建物の区分所有等に関する法律第二条第二項の区分所有者とする。以下固定資産税について同様とする。）として登記又は登録されている者をいう。この場合において、所有者として登記又は登録されている個人が賦課期日前に死亡しているとき、若しくは所有者として登記又は登録されている法人が同日前に消滅しているとき、又は所有者として登録されている第三百四十八条第一項の者が同日前に所有者でなくなつているときは、同日において当該土地又は家屋を現に所有している者をいうものとする。

民法七〇三条 法律上ノ原因ナクシテ他人ノ財産又ハ勞務ニ因リ利益ヲ受ケ之カ為メニ他人ニ損失ヲ及ボシタル者ハ其利益ノ存スル限度ニ於テ之ヲ返還スル義務ヲ負フ

○主 文

本件上告を棄却する。

上告費用は上告人らの負担とする。

○理 由

上告代理人林徹の上告理由第一点について。

固定資産税は、土地、家屋および償却資産の資産価値に着目して課せられる物税であり、その負担者は、当

【要旨】

該固定資産の所有者であることを原則とする。ただ、地方税法は、課税上の技術的考慮から、土地については土地登記簿（昭和三五年法律第一四号附則一六条による改正前は土地台帳）または土地補充課税台帳に、家屋については建物登記簿（右改正前は家屋台帳）または家屋補充課税台帳に、一定の時点に、所有者として登記または登録されている者を所有者として、その者に課税する方式を採用しているのである。したがつて、真実は土地、家屋の所有者でない者が、右登記簿または台帳に所有者として登記または登録されているために、同税の納税義務者として課税され、これを納付した場合には、右土地、家屋の真の所有者は、これにより同税の課税を免れたことになり、所有者として登記または登録されている者に対する関係においては、不当に、右納付税額に相当する利得をえたものというべきである。そして、この理は、同種の性格を有する都市計画画税についても同様である。それゆえ、これと同旨の見解のもとに、原判示（その引用する第一審判決を含む。以下同じ。）の限度において、不当利得を原因とする被上告人の本訴請求を認容した原審の判断は相当であつて、原判決に所論の違法はない。被上告人が、確定判決に基づく抹消登記義務を履行せず、実質上の所有権を行使していた等の事情が、右請求権の存否に影響を及ぼさないことも、また、原判決の判示するとおりである。したがつて、論旨は、すべて採用することができない。

同第二点(一)について。

所論の引用する被上告人提出の準備書面の記載は、昭和三六年度から同四一年度までの固定資産税および都市計画画税の納付に関する記述であつて、本訴請求に係る昭和三五年度以前の分および同四二年度分とは関係がないのであるから、これと対比して原判決の違法をいう論旨は当たらない。したがつて、論旨は採用す

不動産の固定資産税を課せられて納付した登記簿上の所有人名義人の真の所有者に対する不当利得返還請求権の成否

ることができない。

同第二点(二)ないし(四)について。

上告人らが、その主張にかかる各債権のうち、それぞれ、いくらを自働債権として本訴請求債権と相殺するのかを明らかにしない以上、右相殺の抗弁は、これを採用するに由なく、これと同旨の見解のもとに、右抗弁を排斥した原審の判断に、なんら所論の違法はない。論旨は、原判示を正解せずこれを非難するか、原判決の結論に影響のない傍論に対する非難であつて、採用することができない。

同第三点について。

本訴請求債権は商行為に因つて発生したのではなく、五年の時効によつて消滅するものとはいえないとする原審の判断は相当であり、所論の事情をもつてしては、これを商事債権とすることはできない。したがつて、原判決に所論の違法はなく、論旨は採用することができない。

よつて、民法四〇一条、九五条、八九条、九三条に従い、裁判官全員の一致で、主文のとおり判決する。

(裁判長裁判官 関根小郷 裁判官 田中二郎 裁判官 下村三郎 裁判官 天野武一)

上告代理人林徹の上告理由

第一点 原判決は判例に違反し、民法第七〇三条の解釈を誤つた違法がある。

原判決引用の第一審判決はその理由第二項において「被告(上告人)会社は、原判決添付の別表記載2ないし9の土地の課税額欄記載の額(そのうち1ないし4の土地建物については上告人ら原審勝訴)相当の、訴外近

藤文雄(上告人ら中会社以外の者の先代)は同建物の課税額欄記載の額相当の利得をそれぞれ法律上の原因なくして不当に得、一方原告(被告上告人)は同額の損害を被つたものというべきである。」と認定しているが、その認定は、次の理由により違法である。

(一) 原判決引用の第一審判決理由第二項は「登記簿上の名義人の変動が無効な登記によるものである場合は、真の所有者と登記簿上の名義人との関係においては、課税を免れた真の所有者は不当に利得したものである」といふべきである。そして、このように解することが衡平の原則に適うものであることはいうまでもない。」と判示している。

(二) しかし、「不当利得ノ制度ハ、他ノ制度(本件ニ就テ云エバ右ノ如ク納税行為ガ無因行為トシテ原因ノ有無ニ拘ラズ有効トナル制度)ノ為ニ生ズル不公平ヲ調節シ、不当ノ利得ヲ損失者ニ返還セシムルコトヲ目的トスルモノデアル。故ニ此ノ制度ニヨリ返還セシメラレル利得ハ、常ニ不当ノモノデナケレバナラヌ。民法第七百三条ニ云ウ「法律上ノ原因ナクシテ」トハ此「不当」ト云ウ事ヲ少シク法律的ニ明確ニシヨウトシタモノニ外ナラヌノデ、コノ法律上ノ原因トハ、何ヲ云ウカニ付テハ概括的ニ云エバ「正義公平」ト云ウヨリ外ナイノデアル。シカシ只正義公平ト云ウ丈デハ余リニ抽象的デ漠然トシテ居ルカラ、コレヲ少シク具体的ニハツキリサセルタメニハ、各種ノ利得ニ就テ各別ニ考エナケレバナラヌコトニナルノダガ、之ハ只各場合ニ付テ何ガ正義公平デアルカラ考エルノデアツテ、外ノ事ヲ考エルノデハナイ。……不当利得ノ問題ニ関スル限り、形式的法律論ヨリハ寧ロ実質的經濟關係ニ重キヲ置キ、正義公平ノ觀念ニ合スル解釈ヲ採ラネバナラヌ。」(大審院昭和二年四月二五日判決、新判例体系民法七卷三〇八頁)。

不動産の固定資産税を課せられて納付した登記簿上の所有名義人の真の所有者に対する不当利得返還請求権の成否

(三) しかるに、原判決及び引用の第一審判決においては、「実質的経済関係」について何らの判示をしていない。只原判決引用の第一審判決第四項において、「被告(上告人)らは原告(被上告人)において原告を登記名義人とする登記を抹消すべき義務あるに拘らず、抹消しなかつた故に課税されるに至つたのであるから、不当利得返還請求をなし得ないという。しかしながら、原告が登記を抹消しなかつた故に被告会社らに損害を蒙らせたことがあり、したがつてこれが賠償義務を負うことがあるにしても、そのことの故に原告において不当利得返還請求権を取得しないと解すべき理由はないから、右主張は採用しない。」と判示しているだけである。

(四) しかし、上告人らが原審及び第一審において主張立証したところは、第一審判決事実摘示(原判決引用)第二項(乙)の各判決(乙第一号証の一、二、三)により、本件土地建物における被上告人名義の登記が訴外星野英策の偽造による所有権取得登記を承継したものであつて、星野は昭和二十七年二月二十八日付和解契約書をもつて、その偽造を認めて登記抹消を誓約し、上告会社の被上告人に対するその登記抹消の訴は昭和二十九年八月九日第一審判決言渡、(乙第一号証の一)、昭和三十三年二月二十八日第二審判決言渡(乙第一号証の二)、昭和三十五年一月二日第三審判決言渡(乙第一号証の三)により確定しているのに拘らず、その抹消登記義務を履行しないのみならず、更らに不法にも、右土地建物について昭和三十一年二月二日受付第三一四一三号をもつて、同日付売買による所有権移転の仮登記及び同日受付第三一四一四号をもつて、同日付賃借権設定による十年間の賃借権設定登記をなし、右不動産を侵奪して、実質上の所有権を行使していたために、被上告人が本件税金を支払つたものであり、上告人らはそのため本件土地建物の所有権が行使できなかつたのである(上告人

らの第一審における昭和四十三年九月六日付準備書面、甲第一、二号証、乙第一号証の一、二、三)。従つて、右(二)の判例の趣旨により、本件に付民法第七〇三条の不当利得の規定を適用したのは違法である。

(四) この点については、原判決は少くとも釈明権を行使して明白にすべきであつて、審理不尽の違法がある。(その他の上告理由は省略する。)

参 照

第一審判決の主文、事実及び理由

主 文

原告に対し、被告会社は金六万八七五〇円および内金六万八八〇円に対する昭和三十六年三月一日以降内金六七七〇円に対する昭和四十二年二月四日以降右各完済に至るまで年五分の割合による金員を支払え。

原告に対し被告近藤春子は金一万六二二円その余の被告らは各自金七七四八円および右各金員に対する昭和四十二年二月四日以降右各完済に至るまで年五分の割合による金員を支払え。

原告のその余の請求を棄却する。

訴訟費用はこれを五分しその二を原告、その三を被告らの負担とする。

本判决は原告勝訴部分に限り仮に執行することができる。

事 実

一、原告は「原告に対し被告会社は金一三万〇五九〇円および内金一二万三八二〇円に対する昭和三十六年三月一日以降内金六七七〇円に対する昭和四十二年二月四日以降右各完済に至るまで年五分の割合による金員、被告近藤春子は金一万七七〇

不動産の固定資産税を課せられて納付した登記簿上の所有名義人の真の所有者に対する不当利得返還請求権の成否

○円、被告近藤文祐・被告近藤哲次・被告近藤雄三郎は各自金一万一八〇〇円および右各金員に対する昭和四二年二月四日以降右各完済に至るまで年五分の割合による金員を支払え。訴訟費用は被告らの負担とする。」との判決および仮執行の宣言を求め、その請求の原因として次のとおり陳述した。

(一) 別紙目録記載(一)の家屋はもと被告会社、同(二)の土地はもと訴外近藤文雄の所有であつたところ、右土地・建物につき昭和二七年三月二五日訴外星野登良男のために根抵当権設定登記・所有権移転請求権保全の仮登記・同年一月一日代物弁済予約完結に因る所有権移転登記がなされ、即日右土地は訴外大沢金備のため、右家屋は訴外大澤園子のために所有権移転登記がなされ、次いで同年二月二日右土地・建物ともに原告名義所有権移転登記がなされた。

(二) しかしるところ、被告会社および訴外近藤文雄は前記訴外大沢金備・同大澤園子および原告を相手方として東京地方裁判所に対し、原告らのためになされた前記各所有権移転登記の抹消を求め訴(同片昭和二八年(切第九六六号事件))を提起し、右訴は控訴・上告を経て昭和三五年一月二三日被告会社および訴外近藤文雄兩名全部勝訴の判決が確定した。

(三) ところが、被告会社および訴外近藤文雄は右認定判決に基づく抹消登記手続をしなかつたため、原告は別表のとおり右土地・建物の固定資産税・都市計画税を登記名義人としてやむを得ず支払つた。

ところで、都市計画税・固定資産税は登記簿上所有名義人となつてゐることからその支払義務は発生するのであるが、右土地・建物は右のとおり原告の所有ではなく、被告会社および訴外近藤文雄の所有であることが確定したのであるから、原告との関係では被告会社および訴外近藤文雄においてそれぞれ所有者として税負担の義務を有するのであり、したがつて原告の前記納税により自己の負担すべき税の支払いを免れたものである。

よつて、被告会社および訴外近藤文雄は不当利得として原告に対し前記納付税金相当額の金員を返還すべきである。

(四) しかしるところ、右訴外近藤文雄は昭和三五年七月三〇日死亡し、被告近藤春子は配偶者として三分の一の相続分をもつて、被告近藤文祐、同近藤哲次、同雄三郎は子として各九分の二の相続分をもつて右訴外人の権利義務を承継した。

(四) よつて、原告は被告会社に対し右土地についての前記納付税金相当額の金員、その余の被告らに対し右建物についての前記納付税金相当額のうち各相続分の割合による金員および右各金員に対する各法定利息の支払を求めため本訴に及んだ。

(イ) なお、別表記載1の税は昭和二八年一月一日現在における登記簿上の所有名義人であつた前記大沢金備および大沢園子の兩名にそれぞれ賦課されたものであるが、原告は昭和二八年一月九日受付をもつて登記簿上の所有名義人となつたので原告において支払つたのであり、また、昭和四二年度における課税額は土地については金一万三五〇〇円建物については金九一〇〇円であつたが、原告は同年度の右土地・建物の税として合計金一万六八〇〇円を支払つたので右支払額は課税額に按分してそれぞれ支払われたとみるべきであるから、原告の支払つた税は別表記載9のとおりとみられるべきである。

二、被告らは請求棄却の判決を求め、請求原因事実中(一)(二)(三)の事實は認めるも、その余の事實は不知と答弁し、次のとおり抗弁した。

(一) 原告主張の課税および納税の事實が認められるとしても、原告は登記簿上の所有名義人として税法上負担すべき税を負担したに過ぎず、被告らに負担義務はないのみならず、原告は登記抹消手続をしないという自らの不法の行為により税を負担するに至つたものであるから、被告らに対し不当利得として返還を求めめることは正義公平信義誠実の原則に反し許されない。

(二) 仮りに被告らに不当利得返還義務ありとしても、被告らは原告に対し次の債権を有するからこれをもつて対等額において相殺する旨昭和四三年七月一七日意思表示をした。

(イ) 原告主張の東京地方裁判所昭和二八年(切第九六六号事件)およびその控訴事件たる東京高等裁判所昭和二九年(第)第一七二六号事件・その上告事件たる最高裁判所昭和三三年(第)第四四号事件の各訴訟および東京地方裁判所昭和二八年(第)第四一二号東京高等裁判所昭和二九年(第)第一七二九号仮処分異議事件において当該訴訟費用はいずれも本件原告の負担とする旨の判決確定し、右訴訟費用の確定決定申立を被告らにおいてなしているが、その額は金五〇万円を超える。

不動産の固定資産税を課せられて納付した登記簿上の所有名義人の眞の所
有者に対する不当利得返還請求権の成否

(ウ) 原告は原告主張のとおり不法の登記手続をしたものであるところ、昭和二八年二月一日被告会社らが提起した登記抹消請求の訴状により、右登記の不法なることを知りながら右訴訟において不当に抗争し、控訴上告をしたために、被告会社らは弁護士に訴訟委任しこれが訴訟費用として金五〇万円以上を要したから右は原告において賠償すべきである。

(イ) 原告は右訴訟事件の判決確定後も、判決に基く抹消登記義務を履行しなかつたのみならず昭和三十一年二月二日受付第三一四一三号をもつて訴外有限会社叶商事のために所有権移転の仮登記をしたので、これが抹消のために被告会社らは金一〇万円以上を要したから、原告はこれを賠償すべきである。

(ロ) 仮りに、以上すべて理由なしとしても原告・被告会社および訴外近藤文雄のいずれもが商人であるから原告主張の請求権は五年の時効により消滅した。

三、原告は被告らの抗弁(イ)に対し次のとおり述べた。

東京地方裁判所昭和二八年(ウ)第九六六号事件においては、原告は被告会社および訴外近藤文雄・被告は原告ほか二名であつたから「訴訟費用は被告らの負担とする。」との裁判により原告の負担分は三分の一であり、同事件の控訴審である東京高等裁判所昭和二九年(イ)第一七二六号事件においては右第一審の被告三名が控訴人・第一審の原告二名が被控訴人であり、右事件の上告審である最高裁判所昭和三二年(イ)第四四号事件においては本件原告が上告人となり、本件被告会社および訴外近藤文雄が被上告人となり控訴上告費用はいずれも控訴人上告人の負担とされたのであるが、被告ら主張の仮処分異議事件については不知である。その余の抗弁事実はいずれも争う。

立証(省略)

理由

一、請求原因(イ)の事實は当事者間に争いなく、右の事実と成立に争いのない甲第三ないし第八号証に証人矢筈原二美栄の証言原告本人尋問の結果東京都千代田税務事務所に対する調査嘱託の結果によると原告主張の土地、建物につき原告は昭和

二九年一月一日以降登記簿上所有名義人となつていたため右期間における右土地、建物の所有者は土地は訴外近藤文雄建物は被告会社であつたに拘らず、原告に対し別表記載2ないし9記載のとおり固定資産税、都市計画税が課税され、原告はこれをその頃納税したことが認められ、右認定を左右するに足る証拠はなく、右甲第三ないし第五号証によれば別表記載9の昭和四二年度分の税は昭和四二年一月四日まで支払つたことが認められ、その余の納税は特別の事情が認められない本件においては一般に最終納付期限とされている各翌年の二月末までには納付したものと認むべきである。

二、してみれば、被告会社は本件建物、訴外近藤文雄は本件土地の各所有者であつたに拘らず原告が登記名義人として課税されたために納税義務を免れたものといふべきであるから、被告会社は別表記載2ないし9の土地の課税額欄記載の額相当の、訴外近藤文雄は同建物の課税額欄記載の額相当の利得をそれぞれ法律上の原因なくして不当に得、一方原告は同額の損害を蒙つたものといふべきである。

尤も、原告は地方税法の規定により登記名義人として課税され、被告会社および右訴外人には課税されなかつたのであるが、固定資産税、都市計画税は不動産の所有者に課せられるべきものであつて、ただ徴税上の技術的考慮から一定の時点における登記簿上の所有名義人をもつて納税義務者としたものにはかならないと解せられる。それ故所有権の変動に遅れて登記簿上所有名義の変動があつた場合前名義人が納税義務者となつた場合は別異に解せられる余地があるにしても前認定のごとく、登記簿上の名義人の変動が無効な登記によるものである場合は真の所有者と登記簿上の名義人との関係においては課税を免れた真の所有者は不当に利得したものであるといふべきである。そして、このように解することが衡平の原則に適うものであることはいうまでもない。

三、しかしながら昭和二八年度分の税は、原告も自認するとおり訴外大沢金備および訴外大澤園子が登記名義人として課税されているのであつて被告会社および訴外近藤文雄が税負担を免れたとしても、それは右訴外人らが納税義務者とされたからにほかならないのであり、原告が右訴外人らに代つて納税したことに因るものではないから、右の課税額、納税額を明らかに

不動産の固定資産税を課せられて納付した登記簿上の所有名義人の真の所有者に対する不当利得返還請求権の成否

かにするまでもなく原告の損失において被告会社、訴外近藤文雄が利得したものとはいえないから別表記載1の税負担を不当利得の原因とする原告の主張は採用しない。

四、しからは、被告会社および訴外近藤文雄は右認定の税を免れた分相当の金員を原告に返還すべき義務あるものというべきところ、被告らは原告において原告を登記名義人とする登記を抹消すべき義務あるに拘らず抹消しなかつた故に課税されるに至つたのであるから、不当利得返還請求をなし得ないという。しかしながら、原告が登記抹消をなかつた故に被告会社に損害を蒙らせたことがありしたがつてこれが賠償義務を負うことがあるにしても、そのことの故に原告において不当利得返還請求権を取得しないと解すべき理由はないから右主張は採用しない。

五、よつて、被告らの相殺の抗弁について判断する。

被告らは昭和四三年七月十七日の本件口頭弁論期日において相殺の意思表示をする旨主張しながら当裁判所の釈明にもかかわらず昭和四五年二月二日の本件口頭弁論期日に至るまで、被告会社および訴外近藤文雄の相続人として被告らがそれぞれ幾何の自働債権をもつて相殺するかその数额を明らかにせず、その点において相殺の抗弁を採用するに由なきものであるが、被告らの主張を善解し、被告ら主張の金額は各自もしくは、被告会社が二分の一その余の被告らは残余につき各相殺分の割合をもつて自働債権の額とするものとしても次に説明するとおり採用できない。

(一) 被告ら主張(イ)の債権を自働債権とする抗弁について

被告らは被告ら主張の各控訴事件において原告の負担とさるべき訴訟費用の額の主張立証をしないから、訴訟費用確定決定以前において負担義務者に対する請求権が現実化しているか否かの問題をさておいても右請求権を自働債権とする相殺の主張は採用の限りではない。

(二) 被告ら主張(ロ)の債権を自働債権とする抗弁について

成立に争いのない乙第一号証の一ないし三によると、原告は被告ら主張の訴につき控訴上告をなし結局敗訴の判決確定した

のではあるが、被告会社および訴外近藤文雄の提起した訴は本件土地、建物につき訴外星野登良男(原告の前々登記名義人)のための所有権取得登記の効力を争点とするものであつたことが認められるのであつて、かかる訴訟において原告が上述のとおり抗争したからといつて、これを直ちに不当視して原告に損害賠償義務を負担させることはできず、他に右抗争を不当ならしめる事由も発見できない。のみならず、被告らは右訴訟追行のために要した費用を明らかにする立証もしない。

(三) 被告ら主張(ハ)の債権を自働債権とする抗弁について

被告らは、原告において登記抹消手続をしなかつたから被告会社および訴外近藤文雄において登記抹消のために出費を要したというのであるが右主張事実を明らかにする立証がない。乙第二号各証は右主張事実を立証するには不十分である。

六、よつて、次に時効の抗弁について判断する。

被告らは商事時効を主張するけれども、本訴請求債権は商行為に因つて発生したものでないこと前認定の事実によつて明らかであるから五年の経過によつては消滅せず、消滅時効期間は一〇年と解すべきである。

ところで、別表記載2ないし4の税負担分についての不当利得返還請求権は遅くとも昭和三二年三月一日には行使し得たものであるところ、本訴が昭和四三年二月一日に提起せられていること記録上明らかであるから、右請求権は時効により消滅したものとすべきである。よつて、右の限度においては抗弁は結局理由があるが、その余の分については抗弁は理由がない。七、してみると、原告会社に対し悪意の受益者として被告会社は金六万八七五〇円訴外近藤文雄は金三万四八七〇円に受益の日より年五分の法定利息を付して返還すべき義務あるものというべきところ、右近藤が原告主張のとおり死亡し、被告会社を除くその余の被告らが原告主張の相続分をもつて相続したこと当事者間に争いがないから、右相続分の割合をもつて右文雄の返還義務を相続したものとしなければならぬ。

八、よつて、被告会社に対し金六万八七五〇円被告近藤春子に対し金一万二六二二円その余の被告らに対し各自金七七四八八円(以上円未満切捨)および右各金員に対する法定利息の支払を求める限度において原告の本訴請求は理由あるをもつて正

不動産の固定資産税を課せられて納付した登記簿上の所有名義人の真の所有権者に対する不当利得返還請求権の成否

当として認容すべきも、その余の請求は理由なく失当として棄却すべく、民事訴訟法第九二条第一九六条により主文のとおり判決する。

(昭和四六年二月一八日 東京地方裁判所民事第四部)

別紙

目録

(一) 東京都千代田区神田鍛冶町二丁目二番地三

家屋番号 同町二番七

一、木造瓦葺二階建事務所 一棟

床面積 一階 一〇二・〇四平方米(三〇・八七坪)

二階 六七・〇七平方米(二〇・二六坪)

附属木造亜鉛メッキ鋼板葺平家建便所

床面積 三・三〇平方米(一坪)

(二) 同所同番一九

一、宅地 三三・九一平方米(一〇・二六坪)

別表

1	課税年度 (昭和)	課税額(土地)(円)	課税額(建物)(円)	最終 支払 日 (昭和年月日)
二八		三、九三〇	一五、七二〇	二九・二・末

計	9	8	7	6	5	4	3	2
	四二	三五	三四	三三	三二	三一	三〇	二九
	五三、一〇〇	〃	〃	六、二九〇	五、九八〇	五、六一〇	四、七六〇	〃
	一三〇、五九〇	〃	〃	一五、〇七〇	一六、七七〇	一五、七二〇	一四、六八〇	〃
	四二・二・四	三六・二・末	三五・二・末	三四・二・末	三三・二・末	三二・二・末	三一・二・末	三〇・二・末

第二審判決の主文、事実及び理由

主文

本件控訴をいづれも棄却する。

不動産の固定資産税を課せられて納付した登記簿上の所有名義人の真の所有者に對する不当利得返還請求権の成否

控訴費用は控訴人らの負担とする。

事 実

控訴人ら代理人は本件口頭弁論期日に出現しなかつたが提出した控訴状によると「原判決中控訴人ら勝訴の部分を除きその余の部分を取り消す。訴訟費用は第一、二審とも被控訴人の負担とする。」との趣旨の判決を求め、被控訴人代理人は控訴棄却の判決を求めた。

当事者双方の事実上の陳述、証拠の提出、援用及び認否は、次のとおり訂正ないし付加するほか、原判決事実摘示と同一であるので、これをここに引用する。

原判決五丁表の末尾から四行目に「(一)(四)」とあるのを「(一)(四)」と訂正し、原判決五丁裏の末尾から四行目に「対等額」とあるのを「対当額」と訂正し、同三行目の「昭和四三年七月一七日」の次に「午前一〇時の原審第五回口頭弁論期日」と付加挿入し、原判決六丁表の一行目から二行目にかけて「昭和三三年(四)第四四号」とあるのを「昭和三二年(四)第四四号」と訂正する。

理 由

被控訴人の主張事実が原審認定の限度で正当であり、これに対する控訴人らの抗弁も原審認定の限度では理由があるが、その余の部分の採用し得ないことについては、当裁判所も原審とその見解をひとしくするので、原判決記載の理由全部をここに引用する。(但し、原判決二二丁裏の二行目の「原告」の次にある「会社」の二字を削除し、同丁裏の末行の「法定利息」とある前に「原判決主文記載のとおり」を挿入する。)

よつて、右認定の限度で被控訴人の本訴請求を正当として認容し、その余を失当として棄却した原判決は相当であつて、控訴人らの本件控訴は理由がないから、民事訴訟法第三八四条第一項により、本件控訴をいずれも棄却すべく、控訴費用の負担につき同法九五条第八九条第九三條第一項本文に従い、主文のとおり判決する。

(昭和四六年五月二一日 東京高等裁判所第九民事部)

○約束手形金請求事件 (昭和四六年(四)第二〇九号 棄却)
(同四七年二月一〇日第一小法廷判決)

【上告人】 控訴人 被告 合資会社旅館安心荘 代理人 荒 木 鼎

【被上告人】 被控訴人 原告 熊本市鉄工業協同組合

【第一審】 熊本地方裁判所 【第二審】 福岡高等裁判所

○判 示 事 項

手形の振出が法人のためにされたものであるとも代表者個人のためにされたものであるとも解しうる場合における法律関係

○判 決 要 旨

手形上の記載からは、手形の振出が法人のためにされたものであるとも、代表者個人のためにされたものであるとも解しうる場合には、手形所持人は、法人および代表者個人のいずれに対しても手形金の請求をするこゝとができ、他方、請求を受けた者は、その振出が真実いずれの趣旨でされた手形の振出が法人のためにされたものであるとも代表者個人のためにされたものであるとも解しうる場合における法律関係

○固定資産税等賦課取消請求事件

(平成25年(行ヒ)第35号 破棄自判)
同26年9月25日第一小法廷判決

- 【上告人】被控訴人 被告 坂戸市 代理人 岩谷 彰 ほか
 【被上告人】控訴人 原告 飯島和子 代理人 安斉 勉
 【第1審】さいたま地方裁判所 平成24年1月25日判決
 【第2審】東京高等裁判所 平成24年9月20日判決

○判示事項

土地又は家屋につき賦課期日の時点において登記簿又は補充課税台帳に登記又は登録がされていない場合における、賦課決定処分時までに賦課期日現在の所有者として登記又は登録されている者の固定資産税の納税義務の有無

○判決要旨

土地又は家屋につき、賦課期日の時点において登記簿又は土地補充課税台帳若しくは家屋補充課税台帳に登記又は登録がされていない場合において、賦課決定処分時までに賦課期日現在の所有者として登記又は登録されている者は、当該賦課期日に係る年度における固定資産税の納税義務を負う。

【参照】地方税法343条1項、2項前段 固定資産税は、固定資産の所有者(質権又は100年より永い存続期間の定めのある地上権の目的である土地については、その質権者又は地上権者とする。以下固定資産税について同様とする。)に課する。

2 前項の所有者とは、土地又は家屋については、登記簿又は土地補充課税台帳若しくは家屋補充課税台帳に所有者(区分所有に係る家屋については、当該家屋に係る建物の区分所有等に関する法律第2条第2項の区分所有者とする。以下固定資産税について同様とする。)として登記又は登録されている者をいう。

同法359条 固定資産税の賦課期日は、当該年度の初日の属する年の1月1日とする。

○主 文

原判決を破棄する。

被上告人の控訴を棄却する。

控訴費用及び上告費用は被上告人の負担とする。

○理 由

上告代理人岩谷彰、同水島有美、同谷川光洋の上告受理申立て理由について

1 本件は、被上告人が、坂戸市長から自己の所有する家屋に係る平成22年度の固定資産税及び都市計画税(以下、併せて「固定資産税等」という。)の賦課決定処分を受けたことについて、被上告人は同年度の賦課期日である平成22年1月1日の時点において登記簿又は家屋補充課税台帳に上記家屋の所有者として登記又は登録されていなかったから、上記家屋に係る同年度の固定資産税等の納税義務者ではなく、上記賦課決定処分は違法であると主張して、上告人を相手に、その取消しを求める事案である。

2 原審の適法に確定した事実関係等の概要は、次のとおりである。

(1) 被上告人は、平成21年12月7日、埼玉県坂戸市内において、第1審判決別紙物件目録記載の家屋(以下「本件家屋」という。)を新築し、その所有権を取得した。

(2) 平成22年1月1日の時点では、本件家屋につき、登記はされておらず、家屋補充課税台帳における登録もされていなかった。

平成22年10月8日、本件家屋につき、所有者を被上告人として、登記原因を「平成21年12月7日新築」とする表題登記がされた。

坂戸市長は、平成22年12月1日、本件家屋につき、平成22年度の家屋課税台帳に、所有者を被上告人、建築年月を平成21年12月、新增区分を新築とするなどの所要の事項の登録をした。

(3) 坂戸市長は、平成22年12月1日、被上告人に対し、本件家屋に係る平成22年度の固定資産税等の賦課決定処分(以下「本件処分」という。)をした。

3 原審は、上記事実関係の下において、要旨次のとおり判断し、

本件処分は違法であるとして、その取消しを求める被上告人の請求を認容すべきものとした。

地方税法（以下「法」という。）343条1項及び2項前段における家屋の「所有者」とは、当該家屋について登記簿又は家屋補充課税台帳に所有者として登記又は登録されている者をいうとされており、上記の要件の充足の有無は、賦課期日である1月1日（359条）において判断されるべきものであるから、家屋については、これを現実に所有している者であっても、賦課期日の時点において登記簿又は家屋補充課税台帳に所有者として登記又は登録されていない限り、法343条1項及び2項前段における家屋の「所有者」として固定資産税の納税義務を負うものではないというべきである。本件において、被上告人は、本件家屋について、平成22年度の賦課期日である平成22年1月1日の時点において登記簿又は家屋補充課税台帳に所有者として登記又は登録されていた者ではないから、法343条1項及び2項前段における家屋の「所有者」として同年度の固定資産税の納税義務を負うものではなく、法702条2項に基づいて同年度の都市計画税の納税義務を負う者にも該当しない。

4. しかしながら、原審の上記判断は是認することができない。その理由は、次のとおりである。

(1) 固定資産税は、土地、家屋及び償却資産の資産価値に着目し、その所有という事実と担税力を認めて課する一種の財産税であるところ、法は、その納税義務者を固定資産の所有者とすることを基本としており（343条1項）、その要件の充足の有無を判定する基準時としての賦課期日を当該年度の初日の属する年の1月1日としている（359条）ので、上記の固定資産の所有者は当該年度の賦課期日現在の所有者を指すこととなる。

他方、土地、家屋及び償却資産という極めて大量に存在する課税物

件について、市町村等がその真の所有者を逐一正確に把握することは事実上困難であるため、法は、課税上の技術的考慮から、土地又は家屋については、登記簿又は土地補充課税台帳若しくは家屋補充課税台帳（以下、両台帳を併せて単に「補充課税台帳」という。）に所有者として登記又は登録されている者を固定資産税の納税義務者として、その者に課税する方式を採用しており（343条2項前段）、真の所有者がこれと異なる場合における両者の間の関係は私法上の求償等に委ねられているものと解される（最高裁昭和46年（オ）第766号同47年1月25日第三小法廷判決・民集26巻1号1頁参照）。

このように、法は、固定資産税の納税義務の帰属につき、固定資産の所有という概念を基礎とした上で（343条1項）、これを確定するための課税技術上の規律として、登記簿又は補充課税台帳に所有者として登記又は登録されている者が固定資産税の納税義務を負うものと定める（同条2項前段）一方で、その登記又は登録がされるべき時期につき特に定めを置いていないことからすれば、その登記又は登録は、賦課期日の時点において具備されていることを要するものではないと解される。

そして、賦課期日の時点において未登記かつ未登録の土地若しくは家屋又は未登録の償却資産に関して、法は、当該賦課期日に係る年度中に所有者が固定資産税の納税義務を負う不足税額の存在を前提とする定めを置いており（368条）、また、賦課期日の時点において未登記の土地又は家屋につき賦課期日後に補充課税台帳に登録して当該年度の固定資産税を賦課し（341条11号、13号、381条2項、4項）、賦課期日の時点において未登録の償却資産につき賦課期日後に償却資産課税台帳に登録して当該年度の固定資産税を賦課する（381条5項、383条）ことを制度の仕組みとして予定していると解されること等を踏まえると、土地又は家屋に係る固定資産税の納税義務

の帰属を確定する登記又は登録がされるべき時期について上記のように解することは、関連する法の諸規定や諸制度との整合性の観点からも相当であるといえることができる。

要旨 以上によれば、土地又は家屋につき、賦課期日の時点において登記簿又は補充課税台帳に登記又は登録がされていない場合において、賦課決定処分時までに賦課期日現在の所有者として登記又は登録されている者は、当該賦課期日に係る年度における固定資産税の納税義務を負うものと解するのが相当である。

なお、土地又は家屋について、賦課期日の時点において登記簿又は補充課税台帳に登記又は登録がされている場合には、これにより所有者として登記又は登録された者は、賦課期日の時点における真の所有者でなくても、また、賦課期日後賦課決定処分時までにその所有権を他に移転したとしても、当該賦課期日に係る年度における固定資産税の納税義務を負うものであるが（最高裁昭和28年（オ）第616号同30年3月23日大法廷判決・民集9巻3号336頁、前掲最高裁昭和47年1月25日第三小法廷判決参照）、このことは、賦課期日の時点において登記簿又は補充課税台帳に登記又は登録がされていない場合に、賦課決定処分時までに賦課期日現在の所有者として登記又は登録されている者が上記のとおり当該年度の固定資産税の納税義務を負うことと何ら抵触するものではない。

(2) 前記事実関係等によれば、被上告人は平成21年12月に本件家屋を新築してその所有権を取得し、本件家屋につき、同22年10月に所有者を被上告人として登記原因を「平成21年12月7日新築」とする表題登記がされ、平成22年12月1日に本件処分がされたものであるから、被上告人は、賦課決定処分時までに賦課期日である同年1月1日現在の所有者として登記されている者として、本件家屋に係る平成22年度の固定資産税の納税義務を負うものというべきであ

る。

また、法は、都市計画税の納税義務者を市街化区域等に所在する土地又は家屋の所有者とし（702条1項）、その賦課期日を当該年度の初日の属する年の1月1日としており（702条の6）、上記の所有者とは当該土地又は家屋に係る固定資産税について343条（3項、8項及び9項を除く。以下同じ。）において所有者とされ又は所有者とみなされる者をいうと定めている（702条2項）ところ、上記のとおり、被上告人は、賦課決定処分時までに賦課期日現在の所有者として登記されており、本件家屋に係る平成22年度の固定資産税について法343条において所有者とされる者であるから、本件家屋に係る同年度の都市計画税についても納税義務を負うものというべきである。

したがって、被上告人を納税義務者として本件家屋に係る平成22年度の固定資産税等を賦課した本件処分は、適法である。

5 以上と異なる原審の判断には、判決に影響を及ぼすことが明らかな法令の違反がある。論旨はこの趣旨をいうものとして理由があり、原判決は破棄を免れない。そして、以上に説示したところによれば、被上告人の請求は理由がなく、これを棄却した第1審判決は正当であるから、被上告人の控訴を棄却すべきである。

よって、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり判決する。

（裁判長裁判官 横田尤孝 裁判官 櫻井龍子 裁判官 金築誠志
裁判官 白木 勇 裁判官 山浦善樹）